

令和8年第2回 琴浦町教育委員会定例会 日程【成議書】

と き：令和8年2月19日（木）13:30～

ところ：まなびタウンとうはく 小会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名（鍛川委員、吉川委員）

3 教育長あいさつ

4 各課報告

（1）教育総務課

- ・就学援助認定について
- ・校区外・区域外就学の承認について
- ・令和8年度中学生相互交流事業（台湾）について
- ・主な学校行事

（2）社会教育課

（3）人権・同和教育課

- ・令和7年度琴浦町人権・同和教育部落懇談会の実施結果について
- ・令和7年度琴浦町人権施策基本方針に基づく点検・評価の実施について
- ・琴浦町再犯防止推進計画の策定（案）について

5 議事

議案第2号 琴浦町赤碕中学校区小学校図書購入基金条例及び琴浦町平岩教育・福祉振興基金条例の廃止について【承認】

議案第3号 琴浦町公民館条例の一部改正について【承認】

議案第4号 琴浦町立小・中学校管理規則の一部改正について【承認】

議案第5号 琴浦町社会体育施設規則の一部改正について【承認】

議案第6号 琴浦町立学校職員の服務に関する規程の一部改正について【承認】

議案第7号 小中学校学校医の委嘱について【承認】

議案第8号 琴浦町就学援助の認定基準等について【承認】

議案第9号 区域外就学の承認について【承認】

議案第10号 以西地区公民館の運営審議について【承認】

議案第11号 安田地区公民館の運営審議について【承認】

議案第 12 号 古布庄地区公民館の運営審議について【承認】

議案第 13 号 令和 7 年度（3 月定例議会）補正予算要求について【承認】

議案第 14 号 令和 8 年度当初予算要求について【承認】

## 6 その他

(1) 生徒指導報告について

## 7 閉 会

【次回の予定】臨時会：令和 8 年 3 月 9 日（月）13 時 30 分～

定例会：令和 8 年 3 月 27 日（金）10 時 00 分～

## 教育長あいさつ

令和8年2月4日

教育長 河原裕司

### ～ 残り姿 ～

日本語には、美しい表現がたくさんありますが、「残り姿（のこりすがた）」という言葉を知っていますか？ 「残り姿」というのは、「終わった後の姿」「その場からいなくなった後の姿」を感じることを言います。「その場にいた人々の心が想像できる、気持ちのよい姿」のこととして使われます。

例えば、学校では「残り姿」を、毎日、子どもたちが下校した後の「教室」、「廊下」、「体育館」、「下駄箱」などで感じるすることができます。子どもたちが帰った後の「教室」は、窓が閉まり、机や椅子、ロッカーがきれいにそろって、黒板がきれいに掃除されています。「下駄箱」の上履きもきれいに並んでいます。「今日も、しっかり友だちと思いや考え、優しさや思いやりが響き合い、さまざまな学びができていたんだなあ」と感じるすることができる気持ちのよい「残り姿」です。

学校には、日々このような「残り姿」がありますが、私も中学校で20年間担任をした経験がありますので、もっと深く大きい「残り姿」もあることを知っています。

それは、3月の卒業式や修了式が終わった後の学校の中です。ここには深くて大きい「残り姿」がたくさんあります。掲示物が外され、荷物もなく、掃除が行き届いた教室。誰もいない、机と椅子だけになった空間です。しかし、いつも通り教室に行き、教壇に立つと、さまざまな「残り姿」を感じることができました。その一年間に起こったさまざまな出来事。あの時の「笑顔」、あの時の「涙」、あの時の「一体感」。新しい生徒を待つ「何もない教室」ですが、担任した生徒の懐かしく愛おしい「残り姿」を感じることができます。

さらに、学校には、とても深くて、もっと大きい「残り姿」があります。子どもたちが卒業して10年後、20年後に学校を訪れると……。多くの「残り姿」を「思い出」として感じるができると思います。

実は、子どもたち一人一人の毎日の「残り姿」が、学校の「校風」となり「伝統」となっていきます。「校風」や「伝統」は、それぞれの学校で全く違います。その学校に入ると感じる「雰囲気」が「校風」です。他校や上級学校に行った際、「校風」を感じる経験をした子どもも大人も多いと思います。このような毎日の「残り姿」が積み重なって、「校風」となります。そして「校風」が積み重なって、「伝統」になっていくのです。

一年間の締めくくりの時期になりました。

どのような「残り姿」を残すことができるのか。

この時期だからこそ、学校にいるそれぞれが自分で考え行動してほしいと思うのです。

# 令和8年2月教育委員会定例会報告

教育総務課

## 1. 就学援助認定について

学校名	学年	要件	認定日
浦安小	6	収入額が基準以下	1月28日
船上小	3	児童扶養手当受給	2月6日

## 2. 校区外・区域外就学の承認について

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱の規定により、次のとおり承認しました。

承認校	学年	指定校	現住所	承認期間	要件
五千石小	新1年	赤碕小	琴浦町赤碕	～卒業まで	留守家庭のため
浦安小	新1年	八橋小	琴浦町徳万	～卒業まで	兄弟姉妹が指定校を変更しているため
船上小	新1年	赤碕小	琴浦町赤碕	～卒業まで	兄弟姉妹が指定校を変更しているため
赤碕中	新1年	東伯中	琴浦町中尾	～卒業まで	当該区域への中学進学を希望するため
船上小	新1年	赤碕小	琴浦町赤碕	～卒業まで	預かり先の指定校
赤碕小	新1年	浦安小	琴浦町上伊勢	令和8年9月末まで	転居予定のため
八橋小	新6年	打吹小	倉吉市津原	～卒業まで	児童の心身の事情
鴨川中	新1年	東伯中	琴浦町笠見	～令和9年3月31日まで	その他
鴨川中	新3年	東伯中	琴浦町笠見	～令和9年3月31日まで	その他

## 3. 令和8年度中学生相互交流事業（台湾）について（別紙）

## 4. 主な学校関係行事

- 3/10 卒業式（中学校）
- 3/19 卒業式（小学校）
- 3/24 修了式・離任式

## 令和8年度中学生相互交流事業（台湾）について

教育総務課

### 1 相互交流事業について

#### (1) 日南中学校の受け入れ

- ・受入期間 令和8年7月1日（水）～7月5日（日）
- ・受入人数 生徒12人、引率5人（先生4・通訳1）予定
- ・日程等

日付	内容	宿泊
7/1（水）	台中市から琴浦町へ移動	ホームステイ
7/2（木）	歓迎式、学校交流、歓迎夕食会	ホームステイ
7/3（金）	学校交流	ホームステイ
7/4（土）	ホストファミリーとの交流	ホームステイ
7/5（日）	送別式、琴浦町から台中市へ移動	—

#### (2) 日南中学校へ派遣

- ・派遣期間 令和8年7月29日（水）～8月2日（日）
- ・派遣人数 生徒12人、引率4人（先生3・通訳1）予定
- ・日程等

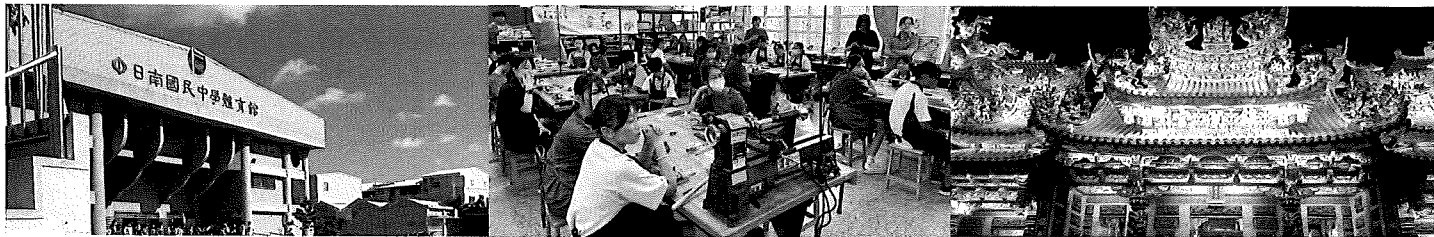
日付	内容	宿泊
7/29（水）	琴浦町から台中市へ移動	ホームステイ
7/30（木）	歓迎式、学校交流、歓迎夕食会	ホームステイ
7/31（金）	学校交流	ホームステイ
8/1（土）	ホストファミリーとの交流	ホームステイ
8/2（日）	送別式、台中市から琴浦町へ移動	—

#### (3) 動画による交流

- ・東伯中、赤碕中と日南中の生徒が作成した動画を送りあい、学校内で視聴することで、派遣者以外の国際交流の機会を広げる取り組みを実施する。
- ・年2回、内容は学校や地域の紹介などを予定

### 2 令和8年度派遣募集について

- ・募集期間 令和8年2月20日（金）～3月23日（月）
- ・派遣決定 令和8年4月中旬



令和8年度琴浦町中学生相互交流事業(台湾)

# 参加生徒募集

琴浦町立東伯中学校・赤碕中学校は、台中市の日南国民中学と令和6年に友好交流校協定を締結し、生徒相互交流（訪問）事業を開始しました。令和8年度は、3年目を迎えます。

現地の家庭でのホームステイや学校生活を通じて、台湾の自然や文化、生活習慣を肌で感じながら、国際人としての感覚を培います。海外での経験をきっかけとして、広く世界に羽ばたく人材を育てることを目的とした事業です。

募集人数

12名

募集対象

町内在住 かつ

東伯中・赤碕中の生徒（R8年度）

交流内容

## ○台中市でのホームステイ

令和8年7月29日（水）～8月2日（日）（5日間）

[7/29] 琴浦町出発 → 日南中到着、ホームステイ

[7/30～8/1] 学校交流、ホストファミリー交流、ホームステイ

[8/2] 日南中出発 → 琴浦町到着

## ○「日南中学校」生徒のホームステイ協力について

R8年7月1日～7月5日には、日南中の生徒が琴浦町を訪問します。

その際のホームステイ先としてご協力いただきます。

参加費用

渡航費、ホテル代は町が負担します。

パスポート取得費、旅行保険代、遊興費、レンタルWiFi等は個人負担とします。

詳しくは、町ホームページの募集要項をご確認ください。

参加条件

相互交流の趣旨より、原則訪問と受入れの両方ができる生徒（家庭）とします。

応募方法等

参加申込用紙（裏面）を各小中学校または教育総務課に提出ください。

応募者には面接選考等を実施し、4月中旬に派遣決定をします。

申込締切

令和8年3月23日（月）

募集の詳細は、  
ホームページを確認



申込・問合せ

琴浦町教育委員会事務局教育総務課

電話：0858-52-1160 ファクシミリ：0858-52-1122



## 令和8年2月教育委員会定例会報告

人権・同和教育課

### 1 令和7年度琴浦町人権・同和教育部落懇談会の実施結果について

※ 別紙アンケート集計結果のとおりです。

### 2 令和7年度琴浦町人権施策基本方針に基づく点検・評価の実施について

琴浦町人権施策基本方針に基づき、令和7年度における各課の取組みの点検・評価について、2月25日に開催する琴浦町人権尊重の社会づくり審議会で審議を行います。

※ 審議結果については、3月教育委員会定例会で報告します。

### 3 琴浦町再犯防止推進計画の策定（案）について

再犯防止推進法第8条第1項に定められた再犯防止推進計画（案）を策定したので報告します。

<目的> 再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

<計画の対象者> 犯罪をした者等（犯罪をした人、非行少年若しくは非行少年であった者）の中で、支援が必要な者。

<今後のスケジュール>

2月25日に開催する琴浦町人権尊重の社会づくり審議会にて策定（案）を審議し、パブリックコメントを行ったのち最終決定し、4月から施行する。

※ 審議結果については、3月教育委員会定例会で報告します。

※ 計画（案）については、別紙のとおりです。

2025年度

人権・同和教育部落懇談会

アンケート集計結果

両中学校区合計

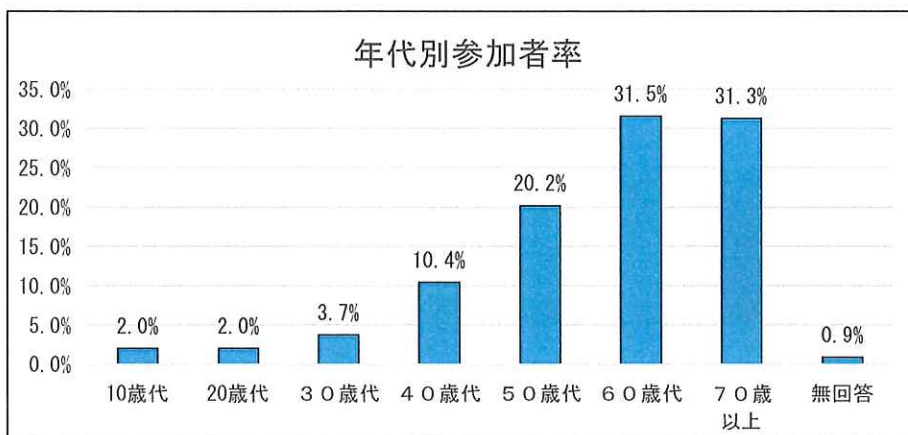
<参加者世帯率>

29.2%

テーマ	バイアス			災害			誰か			中学生作文			中学生作文			コロナウイルス		
	参加者数	アンケート回収数	参加世帯率	前年度参加者数	前年度回収数	参加世帯率	2023年度参加者数	2023年度回収数	参加世帯率	2022年度参加者数	2022年度回収数	参加世帯率	2021年度参加者数	2021年度回収数	参加世帯率	2020年度参加者数	2020年度回収数	参加世帯率
東伯	910	825	29.8%	984	929	30.4%	1,264	658	20.4%	1,041	630	19.5%	1,204	660	20.3%	565	389	17.0%
赤碕	626	573	28.5%	603	621	28.4%	752	406	18.2%	691	394	17.7%	868	468	20.8%	411	297	18.1%
合計	1,536	1,398	29.2%	1,587	1,550	29.6%	2,016	1,064	19.5%	1,732	1,024	18.7%	2,072	1,128	20.5%	976	686	17.7%

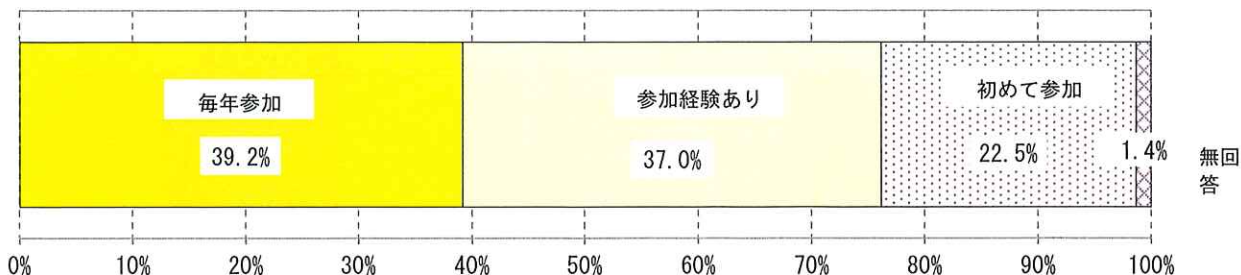
◆年代別参加者率

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答	計
東伯	1	17	33	91	173	257	243	10	825
赤碕	0	11	19	54	109	184	194	2	573
合計	28	28	52	145	282	441	437	12	1,398
割合	2.0%	2.0%	3.7%	10.4%	20.2%	31.5%	31.3%	0.9%	
昨年度	18	18	62	163	311	484	469	41	1,550



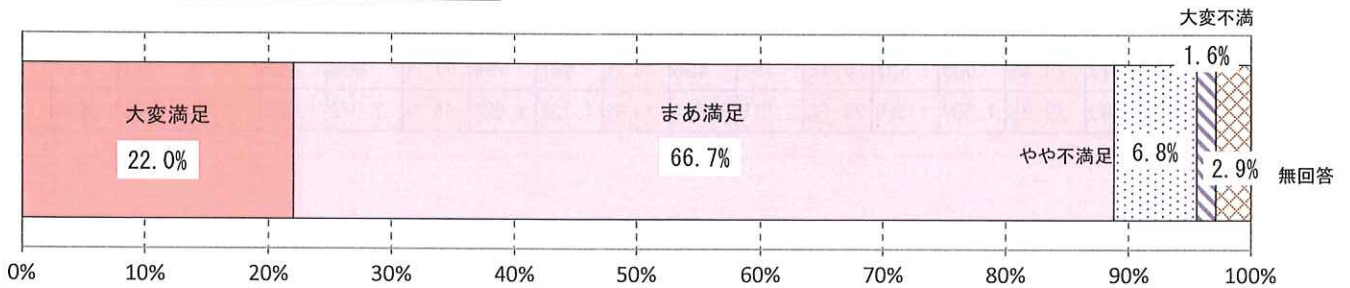
◆過去5年間に、部落懇談会（小地域懇談会）に参加されたことがありますか？

	毎年参加	参加経験あり	初めて参加	無回答	計
東伯	328	308	178	11	825
赤碕	220	209	136	8	573
合計	548	517	314	19	1,398
率	39.2%	37.0%	22.5%	1.4%	
昨年度	457	595	441	57	1,550



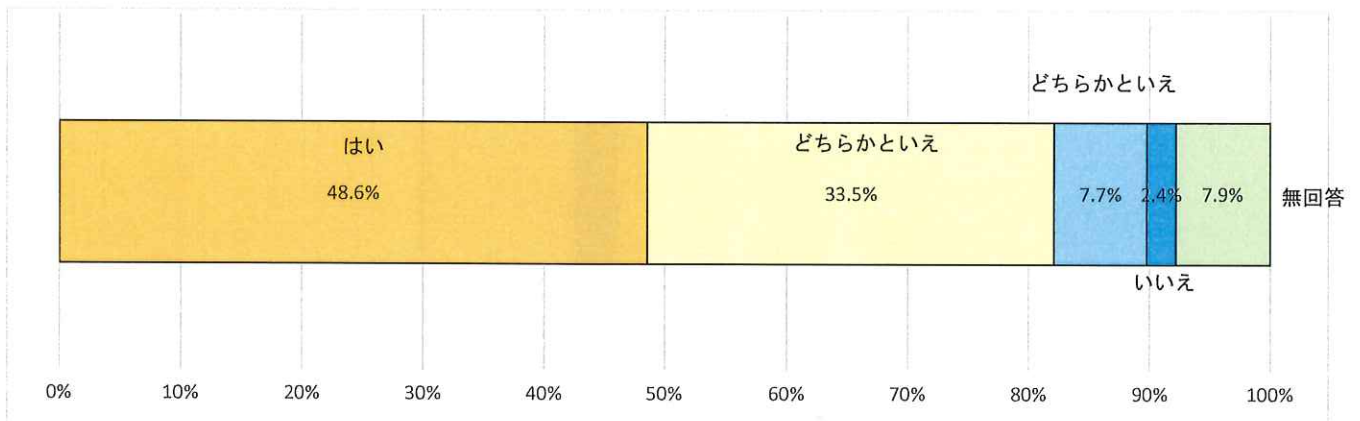
◆今回の部落懇談会（小地域懇談会）の内容は、満足のものですか？

	大変満足	まあ満足	やや不満足	大変不満足	無回答	計
東伯	189	540	56	12	28	825
赤碕	119	393	39	10	12	573
合計	308	933	95	22	40	1,398
率	22.0%	66.7%	6.8%	1.6%	2.9%	
昨年度	307	1,036	78	15	114	1,550



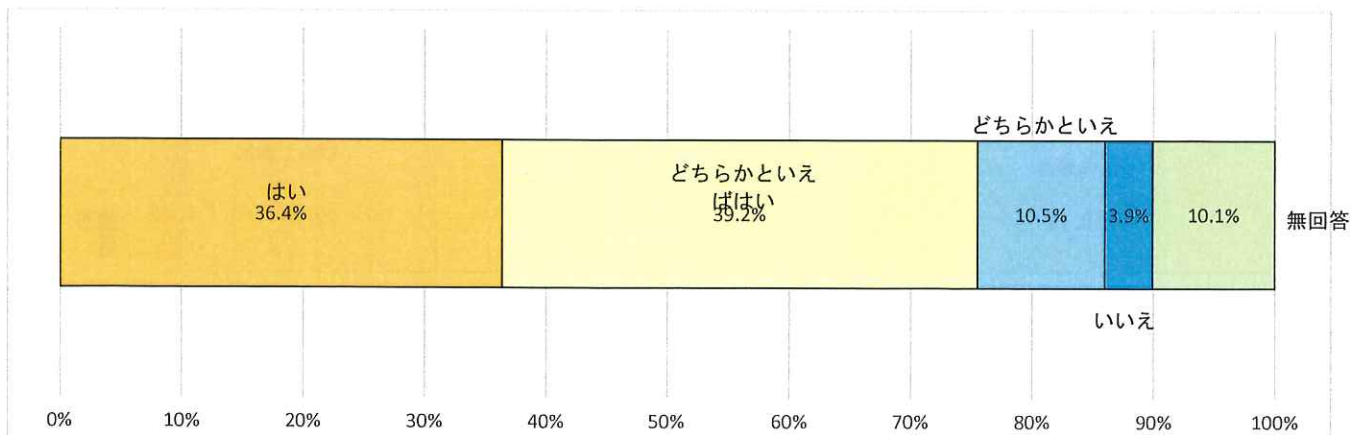
◆今回の内容は、自分自身にとって身近なことだと感じましたか。

	はい	どちらか はい	どちらか いいえ	いいえ	無回答	計
東伯	415	270	65	19	56	825
赤碕	264	199	42	14	54	573
合計	679	469	107	33	110	1,398
率	48.6%	33.5%	7.7%	2.4%	7.9%	



◆今回の内容は、新しい気づきや新たな疑問が生まれるものでしたか。

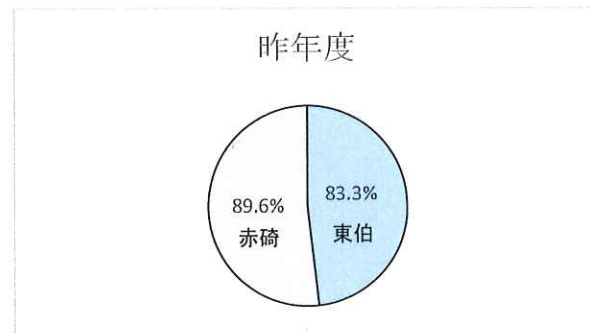
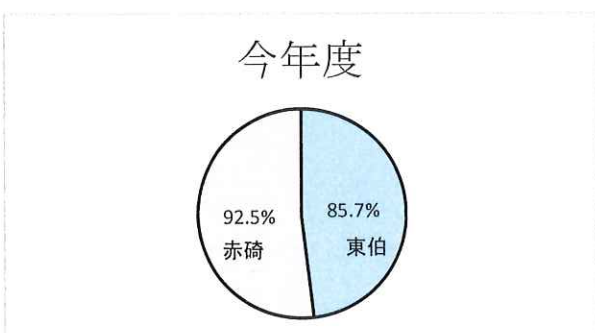
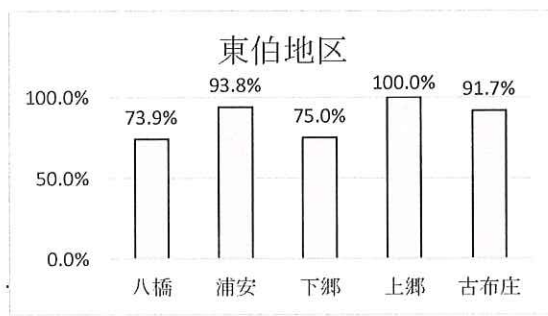
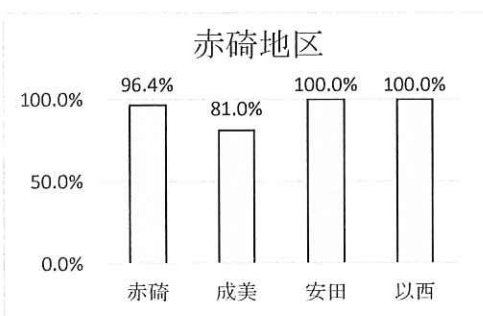
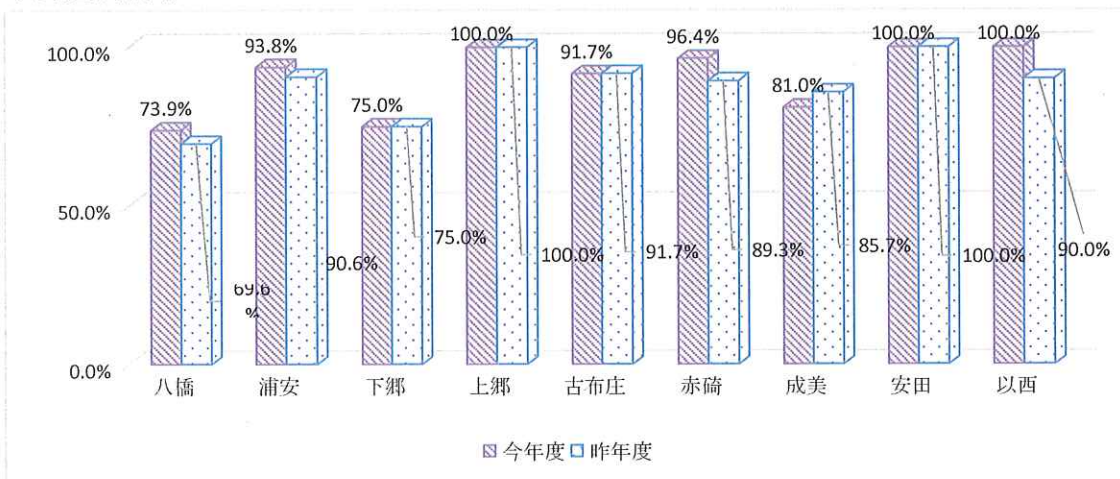
	はい	どちらか はい	どちらか いいえ	いいえ	無回答	計
東伯	300	325	96	32	71	824
赤碕	208	222	50	23	70	573
合計	508	547	146	55	141	1,397
率	36.4%	39.2%	10.5%	3.9%	10.1%	



◆今回の部落懇談会（小地域懇談会）の内容は、満足のものですか？



◆実施部落状況



◆参加者の感想

- ・ バイアスという言葉は初めて聞きました。
- ・ 偏った考え方は個性でもあるが、人を傷つけないことが大事であることに気づくことが大切、村人の無関心なのが課題。
- ・ 勉強になったので、今まで参加していなかったが、また参加してみたい。
- ・ 「バイアス」という言葉を初めて聞きました。自分が普段、当たり前にもったり、言動が誰かを傷つけているのではということを考えないといけない。
- ・ バイアスという言葉になじみがない人が多い。身近な分かりやすい言葉に置き換えた方が話を広げやすいと
- ・ 偏ったバイアスで、人を無意識の内に差別してはいけない。ということを改めて反省しました。
- ・ バイアス、初めて耳にする言葉でしたが、自分でも体験したこと、気づいたことなどあります。自分がそうならないように気をつけたいと思いました。
- ・ 「バイアス」という言葉を初めて知りました。偏見、思い込み、自分の考えでしゃべる。「当たり前」と思わない様にしたいです。今回の研修で知る事が出来てよかったです。
- ・ とても心にささる内容でした。と同時に思ったのは、育ってきた時代、環境に刷り込みの深さに改めて驚いた次第です。良い機会を与えていただきありがとうございました。
- ・ 色々な方の意見が聞けたりするので、この会に参加して良かったと思いました。
- ・ バイアスという言葉は初めて聞いたので、理解するのが難しい。
- ・ 参加者が多くなればいいなあ。皆で人権について考えなければ…。
- ・ 今日始めてバイアスを聞きましたけど少し難しく感じました。

## 琴浦町人権施策事業の点検評価等について

令和7年度の人権施策事業の実施状況や進捗状況等について次のとおり評価を行う。

### ○評価方法

- ・ 令和7年度事業の実施状況や進捗状況について該当するものをA～Dから選択

- ・ **基準日：令和7年度末時点**

※年度途中のため、1～3月は見込みとして評価してください。

【例】3月末時点で100%達成見込みの場合、Aを選択

### ○評 価

- A…事業計画の80%以上達成
- B…事業計画の60%以上達成
- C…事業計画の40%以上達成
- D…事業計画の達成率40%未満

### 【記入例】

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況等 (12月末時点)	評価 (年度末時点)
学校における人権・同和教育の推進	対象別人権・同和教育研修事業	学校の保護者研修で、人権・同和教育研修を行う場合に助成を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	町内の3団体に研修講師謝金の助成を行った。 (評価理由)当初、5件予定していた研修費助成金について、実績が2件となる見込みのため	C

### ○事業計画のPDCAの推進について

- ① 2月に開催する審議会で実施状況・評価の確認を行います。
- ② 委員からいただいた意見について各課へフィードバックし、令和8年度の取り組みに反映してもらうよう依頼します。
- ③ 取り組みへの反映状況について人権・同和教育課で集約を行います。
- ④ 令和8年度の早い時期に、審議会を開催し、反映結果を明示した取り組みについて説明する予定です。

令和7年度「琴浦町人権施策基本方針」における具体的な取り組み(実施計画)

【人権施策の推進方針】—共通事項—

1 人権・同和教育、啓発の推進

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況(12月末時点)	評価 (年度末時点)	主管課等
就学前における 人権・同和教育の 推進	就学前における人権・同 和保育の推進	人間形成の重要な過程にある乳幼児に対し、心豊かなつ ながりの中で生きる力や人権を大切にする心の基礎を育 む。	R5(2023) ↓ R9(2027)	園児の発達に合わせ「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び 「保育所保育指針」の内容に沿って保育の中で実施した。	B	こども園・保育園
	職員研修の実施	保育教諭等の資質向上を図るため、研修機会を充実させ 実践的な取り組みにつなげる。	R5(2023) ↓ R9(2027)	園内研修の実施及び、外部研修、県人権保育連絡菓子主催研修等へ参 加した。	B	こども園・保育園 子育て応援課
	保護者研修の実施	保護者への人権意識の向上を図るため、研修機会の提供 に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	各園で保護者研修会やクラス懇談会などを実施した。	B	こども園・保育園
	町乳幼児教育研究会の開 催	人権・同和教育(教育)の推進と発展のため、研究・協 議を行い、より良い教育・保育活動の確立に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【こども園・保育園】 町内全園参加の人権・同和教育研修会を2回開催した。 テーマ「こどもの権利 意見表明 大人のための10の心得」 講師：鳥取県鳥取県人権文化センター 中江美紀研究員	A	こども園・保育園
	町人権・同和教育推進協 議会における学校・園部 会の取り組み	こども園・保育園、小中学校が連携して研究会等を開催 し、人権・同和教育を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】以下の期日、会場で研究会を実施した。 10/31みどり保育園 11/7赤碓中学校 12/4八橋小学校  【こども園・保育園】 みどり保育園にて公開保育を実施。(10月31日) 指導助言：中部教育局 徳吉 あき子氏	A  A	こども園・保育園 小中学校 町人権・同和教育推 進協議会
学校における人 権・同和教育の 推進	学校における人権・同和 教育の推進	社会奉仕体験活動、高齢者や障がいのある人などとの交 流活動、自然体験活動などさまざまな体験活動をおとし て人権・同和教育を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】全体計画及び年間指導計画に基づき、各校で人権・同和 教育を推進した。県教委の「人権学習講師派遣事業」を活用する等 により、児童生徒が直接体験したり、話を聞いたりできる場を設定し た。	A	小中学校
	職員研修の実施	教職員の資質向上を図るため、研修機会を充実させ実践 的な取り組みにつなげる。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】新任・転任人権・同和教育現地研修会や、町(文化セン ターも含む)主催の人権講座等、校内での教材検討会等で、教職員自 身の資質向上を図った。聖郷小は、性の多様性についての職員研修を 行った。人権教育参観日の講演会「いのちの授業」にも全職員が参加 して研修した。	A	小中学校

学校における人権・同和教育の推進	保護者研修の実施	保護者への人権意識の向上を図るため、研修機会の提供に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】PTA専門部の活動として保護者研修会を企画したり、人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会、中部地区人権教育懇談会研修会を学びの場として提供した。聖郷小では、人権教育参観日に鈴木中入さんを講師に迎え、児童・保護者向けに「いのちの授業」の講演会を行った。	A	小中学校
	人権課題を抱える子ども及び保護者への支援	必要な配慮や支援が確実に行われるよう、本人保護者等と十分に連携を行う。また、安心して学校生活を送れるよう、職員研修や支援会議等を随時実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】スクールカウンセラー等と連携して、支援が必要な児童への支援体制を整備した。	A	小中学校
	人権・同和教育参観日の実施	人権・同和教育参観日を実施し、保護者、家庭、地域と連携して人権・同和教育を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】各校が以下のとおり人権・同和教育参観日を実施し、家庭や地域との連携を図った。 浦安小 11月27日(木) 聖郷小 11月20日(木) 八橋小 9月10日(水) 赤碕小 11月14日(金) 船上小 11月28日(金) 東伯中 9月26日(金) 赤碕中 11月14日(金)	A	小中学校
	輪読の実施	人権に関する絵本を学年毎に選定し輪読を行う。親子で一緒に読み、感じたことを各家庭で話し合うことで、絵本をとおして家庭教育を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小学校】PTAの取組として、聖郷小、赤碕小の2小学校で実施。各学年の本を選書して、親子で一緒に本を読み、感想を互いに共有した。八橋小は各学年の道徳の副読本の中から題材を決め、親子で読んで意見交換する取組を行った。	A	こども園・保育園 小学校
				【こども園・保育園】各園の取組において部落解放月間などに実施。	B	
	人権学習の講師派遣	小中学校が開催する、人権学習のゲストティーチャーとして授業に協力する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤碕小学校6年生人権学習</li> <li>八橋小学校6年生人権学習</li> </ul> 【東伯文化センター】6年生人権学習 船上小学校(9/19)、八橋小(9/24) 浦安小学校、聖郷小学校(10/27.28※解放文化祭開催期間中)	A	人権・同和教育課文化センター
				<ul style="list-style-type: none"> <li>赤碕文化センター</li> <li>赤碕中学校1年生総合学習(7/14)</li> <li>船上小学校6年生人権学習(11/12)</li> <li>船上小学校3年生太鼓でつながる(3回/9月)</li> <li>船上小学校、赤碕小学校6年生FW(10/31 11/5)</li> <li>人権教育公開授業(赤中、船小、赤小)</li> <li>中学校区6年生人権教育交流会(2/4)</li> </ul>	A	

学校における人権・同和教育の推進	人権標語・人権作文の取り組み	人権尊重の意識を広めるために、小中学生から人権標語、中学生から人権作文を募集する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】 各校が作品を応募した。船上小では、全校で人権標語を作成し、それをもとにPTA人権・同和教育推進部が中心となって人権標語カレンダーを作り、家庭や地域に配布した。	A	人権・同和教育課 小中学校
				【人権・同和教育課】 東伯郡同和对策協議会主催の人権標語について、小中学校に応募の呼びかけを行った。琴浦町から最優秀賞に1名(東伯中学校)、優秀賞に1名(赤碕小学校)が選ばれ、ことうら人権まなびの集いの中で表彰を行ったほか、選出作品展示を行った。 応募された作品の中から選定して、毎月町報に標語を掲載した。	A	
	人権の花運動の実施	協力して花を育てることをとおして、心を豊かにし、人を思いやる大切さを学ぶため、各小学校で人権の花運動を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小学校、人権・同和教育課】 10月に人権擁護委員と町内全小学校を訪問し、パンジーとピオラの苗を贈呈し啓発を行った。委員会児童が全校に呼びかけ、人権の花の苗植えを行った。	A	人権・同和教育課 小学校
	対象別人権・同和教育研修事業	学校の保護者研修で、人権・同和教育研修を行う場合に助成を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	R7年度申請なし (R8, 1月末時点)	D	人権・同和教育課
町人権・同和教育推進協議会における学校・園部会の取り組み	こども園・保育園、小中学校が連携して研究会等を開催し、人権・同和教育を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】 (会議関係) 4/23理事会開催 6/2部会総会・主任会開催 8/7主任研修会 講演『人権教育の充実に向けて～偏見や思い込みに気づき、改革につなげるために～』 講師：鳥取県教育委員会 人権教育課 田中暁宏 係長 3月 主任会(書面開催) 3/10 理事会(研究会) 10/31みどり保育園 11/7赤碕中学校 12/4八橋小学校(会員研修) ・各校及び園で計画を立てて実施。 ・各中学校区の文化センター主催「まなびの講座」等に参加。	A	こども園・保育園 小中学校 町人権・同和教育推進協議会	
			【こども園・保育園】 みどり保育園にて公開保育を実施。(10月31日) 指導助言：中部教育局 徳吉 あき子氏	A		

家庭、地域における人権・同和教育の推進	人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）の開催	一人ひとりが人権を正しく理解し、あらゆる差別の解消と人権尊重のまちづくりを推進するため、人権・同和教育部落懇談会を開催し、地域における人権意識の高揚を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<p>テーマ「バイアス（人の思考や判断の偏り）について考えてみましょう！」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普段あまりよく考えずに言ったりしていることに問題がないか、バイアスをキーワードに考えることを目的に実施。</li> </ul> <p>〈事前説明会〉 古布庄地区9/24 浦安地区9/29 八橋地区10/2 下郷地区10/14 上郷地区10/17 赤碓・安田地区10/8 成美・以西地区10/10 〈懇談会実施期間〉10月～2月 〈懇談会実施部落数〉134部落（全体151部落）（R8.2月10日現在）</p>	A	人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	差別をなくする町民のつどい（人権フェスティバル）（仮称）の開催	町民を対象にさまざまな人権をテーマに講演会や、小中学校、各団体の実践や活動報告を行い、人権について学び、考える機会を提供する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<p>子どもの権利をテーマに、子育て応援課と合同開催。</p> <p>開催日：11月15日 会場：まなびタウンとうはく 多目的ホール 参加：80人</p> <p>○活動発表 ・東伯文化センター、赤碓文化センターの児童生徒によるの学習会の活動発表</p> <p>○人権講演会 演題：「子どもの声に耳を傾けることから始まる子どもの権利保障～子どもが声をあげやすい社会にするには～」 講師：甲斐田 万智子さん （認定NPO法人国際子ども権利センター代表理事）</p> <p>【人権啓発パネル展】 ・ユニセフ「子どもの権利条約」、児童虐待防止、DV被害防止 ・町内小中学生の人権標語 ・東伯文化センター人権学習会作品 ・赤碓文化センター小学生解放「学習会」作品</p>	A	人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	町人権・同和教育推進協議会における社会教育部会・福祉部会の取り組み	関係組織及び団体が連携して研修会等を開催し、人権・同和教育を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<p>（社会教育部会）予定</p> <p>○開催日：3月7日 ○テーマ：「見守る大人と育つ子ども～生成AIの光と闇、闇バイトから子どもを守る～」 ○内容：・子どものインターネットの利用実態 ・生成AIの特徴、活用のポイント ・闇バイトの実態 ・闇バイトから子どもたちを守るための方法 ほか</p> <p>（福祉部会） ○開催日：10月29日 ○内容：施設見学（施設説明・見学、質問・意見交換） ○訪問施設：・ワークサポート琴浦 ・琴の浦高等特別支援学校 ○参加：4人</p>	A	人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	町人権・同和教育推進協議会における各種大会等への派遣	県内外で開催される各種大会、講演会及び研修会へ、町人権・同和教育推進協議会の構成員を派遣し、あらゆる人権課題に対する正しい理解及び資質の向上を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<p>令和7年度は同協推が主催する啓発活動（講演会等）を行い、大会派遣は人権尊重者会を実現する鳥取県研究集会のみ実施。</p> <p>○第50回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会（倉吉未来中心他） 【開催日：8/1】参加者数 23人</p>	B	人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会

家庭、地域における人権・同和教育の推進	啓発活動の実施	町人権・同和教育推進協議会主催で、町民を対象にさまざまな人権をテーマに啓発事業を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<p>○「カムイのうた」上映会 開催日：6月28日 内 容：・「カムイのうた」上映 ・対談 菅原 浩志 監督、作間 清子 プロデューサー 参 加：97人</p> <p>○町内の差別事象からこれからの人権教育・啓発のあり方を考えるシンポジウム(予定) 開催日：2月27日 内 容：・差別事象報告 ・各分野パネリストの発表・ディスカッション</p>	A	人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	人権まなびの講座	町民に対し、あらゆる人権課題をテーマに講座を開催し、学習する機会を提供する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<p>【東伯文化センター】 ○5月17日 テーマ：消費者トラブル(高齢者) 映画：「詐欺や消費生活トラブルについて」 講師：琴浦大山警察署職員 参加人数：26人</p> <p>○6月21日 テーマ：ジェンダー・バイアスについて 演題：「無自覚を自覚する」気づかずに身につけたもの 講師：福壽 みどりさん 参加者：28人</p> <p>○7月12日 テーマ：難民問題 映画：「マイスマールランド」2回上映 参加者：43人</p> <p>○9月6日 テーマ：里親制度について 演題：「こどもの人権と里親制度」 講師：宮橋 佐和子さん 参加者：19人</p> <p>○10月26日 とうはく部落解放文化祭 人権・同和教育講演会 テーマ：平和学習 演題：「はだしのゲン」原爆投下のその日まで 講師：神田 香織さん 参加者：108人 (全5回 合計224人)</p>	A	東伯文化センター
				<p>【赤碕文化センター】 あかさき人権まなびの講座(5回/年)</p> <p>・6月12日(木) テーマ：見た目の問題と人権 演題：「ここからの一歩」～多様性をあたりまえに～ 講師：細田美緒乃さん 参加者：31名</p> <p>・7月24日(木) テーマ：部落問題 皮革について 演題：「学び直そう部落の歴史part15」 講師：外川 正明さん 参加者：45名</p> <p>・8月2日(木) テーマ：こころの元気講演家 演題：「命としあわせのありがたさを伝えたい」 講師：石川 達之さん 参加者：69名</p> <p>・9月26日(木) テーマ：色覚多様性について 演題：「色使いの配慮から誰もがくらしやすい社会へ」 講師：石田 重幸さん 参加者：32名</p> <p>・10月18日(土) テーマ：部落解放文化祭 演題：「私たちの尊厳とインターネット上の差別事象」 講師：金 尚均さん 参加者：57名</p>	A	

家庭、地域における人権・同和教育の推進	対象別人権・同和教育研修事業	地域で人権・同和教育研修を行う場合に助成を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度申請なし (R8, 2.10現在)	D	人権・同和教育課
	子育て講座の実施	保護者を対象に、家庭教育講座を実施し、子どもとの関わり方等子育てに必要な知識を学び、子どもの成長を喜び、楽しみながら子育てができる機運を高める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【社会教育課】 児童期の子どもを持つ保護者を対象とした家庭教育講座を実施した。 聖郷小学校 9月25日実施 参加者17名 社会教育課 9月28日実施 参加者15名	B	社会教育課 教育総務課 子育て応援課 小中学校 こども園・保育園
				【教育総務課、小中学校】 人権教育参観日後の保護者懇談等において、子どものかかわり方等、家庭における人権教育について意見交換を行った。聖郷小では、参観日のPTA保護者研修会において、中部児童相談所の山田誠さんを講師に迎えて、「子どもとの向き合い方」をテーマに講演会を行い、また、PTA人権部の部員研修会として、人権教育プログラムファシリテーター派遣事業を活用した。	A	
「10秒の愛～やさしさの貯金～」の実施	親子の絆づくりに焦点をあて、忙しい毎日の中で忘れがちな子どもとのふれあいの大切さについて啓発するために、子育ての合言葉として「10秒の愛～やさしさの貯金～」に取り組む。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【社会教育課】 啓発用ボールペンを作成し、研修会で配布をした。	D	社会教育課 教育総務課 小中学校 こども園・保育園	
			【教育総務課、小中学校】 以前作成された「日めくりカレンダー」を校内に掲示し、多くの方の目に触れるようにしている。「10秒の愛」を前面に押し出している活動は行っていない。	A		
企業等における人権・同和教育、啓発の推進	町人権・同和教育推進協議会における企業部会の取り組み	企業における人権・同和教育研修会を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【商工観光課】 ○企業向け研修会の実施(7月2日) テーマ：信頼関係を育てる職場のコミュニケーション 講師：キャリアバード 上田美鈴さん	A	人権・同和教育課 商工観光課 町人権・同和教育推進協議会
	企業内研修への支援	企業や事業所が行う人権・同和教育研修への講師の紹介や派遣、教材等の提供を行い企業の研修を支援する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【人権・同和教育課】 町内事業所の研修に講師として参加し人権研修を実施 開催日：1月31日 テーマ：『無自覚な偏見(アンコンシャス・バイアス)』	A	人権・同和教育課

企業等における 人権・同和教育、啓発の推進	人権擁護委員による啓発活動の支援及び協力	人権擁護委員による企業訪問や街頭啓発活動の支援及び協力をを行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	人権擁護の日および12月の人権週間に街頭啓発を実施。	A	人権・同和教育課
	対象別人権・同和教育研修事業	企業で人権・同和教育研修を行う場合に助成を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度申請なし	D	人権・同和教育課

## 2 推進体制の確立・調査の実施

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況(12月末時点)	評価 (年度末時点)	主管課等
人権の視点に 立った行政の推 進及び職員の資 質向上	職場内人権・同和教育研修の実施	全職員対象に人権・同和教育研修を実施し、行政職員として、人権を基軸にした行政サービスを行うことや、人権問題について正しい理解を習得し、人権問題の解決に積極的に取り組む意識を高める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【総務課、人権・同和教育課】 各所属ごとに年間を通して研修を実施	B	総務課 人権・同和教育課
	新規採用職員研修の実施	新規採用職員に人権・同和教育研修を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	開催日：9月1日(赤碕文化センター) ・講義 ・フィールドワーク ・説明「差別事象等対応マニュアル」 ・ワークショップ ・振り返りシートの記入 参加者：10名(新採用職委員、新任係長職員)	A	総務課 人権・同和教育課
	各種大会等への派遣	県内外で開催される各種大会、講演会及び研修会へ職員を派遣し、あらゆる人権課題に対する正しい理解及び資質の向上を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【総務課、人権・同和教育課】 ○第50回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会(鳥取市) [開催日：8/1] 町職員参加数 15人 ○部落解放研究第58回全国集会(宮崎市) [開催日：11/10~11/11] 町職員1名派遣 ○第76回全国人権・同和教育研究大会(西宮市ほか) [開催日：11/29~11/30] 教職員2名、町職員1名派遣 ○第40回人権啓発研究集会(前橋市) [開催日：1/28~1/29] 町職員4名派遣	B	総務課 人権・同和教育課
	町人権・同和教育推進協議会における行政部会の取り組み	行政部会の対象者に対し、研修会等を開催し資質の向上を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【総務課、人権・同和教育課】 行政部会研修会(2月27日)※町同推協啓発事業と合同開催 「町内の差別事象からこれからの人権教育・啓発のあり方を考えるシンポジウム」 【農業委員会、人権・同和教育課】 町農業委員会人権・同和教育研修会 開催日：2月10日 テーマ：「無自覚な偏見(思い込みや決めつけ)」 参加者：委員23名	A	総務課 人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会

国、県、関係団体等との連携及び推進体制の充実	県との連携	県人権・同和対策課、県教育委員会、県人権文化センター等と連携して施策を推進していく。	R5(2023) ↓ R9(2027)	とっとり安心ファミリーシップ制度と連携した琴浦町における行政サービスについて県と連携して取り組みを進めた。	A	人権・同和教育課
	指導者の養成	地域で主体的な学習活動を推進するために、ファシリテーター養成講座等、指導者養成に向けた取り組みを推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	R7年度実施なし	D	人権・同和教育課
意識調査の実施及び活用	町人権・同和教育に関する意識調査の実施	人権・同和教育の基礎資料を得るため、町民の人権・同和教育についての意識等の把握を目的に調査を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和8年度の調査に向けて調査票、調査方法について作業を進めた。 ・9月 打合せ実施（鳥取大学教授、大東文化大学教授） ・2月 打ち合わせ予定（大東文化大学教授）	A	人権・同和教育課

### 3 相談支援の充実

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況(12月末時点)	評価 (年度末時点)	主管課等
国、県と連携した相談・支援体制の充実	相談窓口の周知	各人権課題について、相談窓口を町報・ホームページ等に掲載し周知を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	相談窓口を町報に掲載し周知を行った。	B	関係課 人権・同和教育課
	人権相談の開催	各地区公民館を会場に人権擁護委員による人権相談を毎月2回開催する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	各地区公民館で月2回、人権相談を実施した。 相談日は、広報ことうら及び行政放送で周知を行った。	A	人権・同和教育課
	民生・児童委員の活動への支援	地域のひとり暮らしの高齢者、障がい者、ひとり親家庭など要援護者家庭への定期的な家庭訪問等など、福祉全般にわたり相談や行政等への連絡を行う民生・児童委員の活動への支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	琴浦町民生児童委員協議会や民生児童委員の活動費として補助金を交付し、活動を支援した。	A	福祉あんしん課

地域共生社会の実現にむけた重層的支援体制の整備	重層的相談事業の実施	住民のさまざまな課題に対し、関係課・関係機関が連携して対応する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【福祉あんしん課】 相談ケースに応じて、庁舎内外問わず、必要な関係機関と連携しながら、課題解決に向けて取り組んだ。	A	関係課	
	地域食堂の開催	地域のさまざまな人が集う交流の場と、誰もが安心して過ごせる居場所として、地域食堂を開催する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】がくしゅうかい食堂 4月27日：弁当配布（高齢者の安否確認、地域交流）180食 7月29日：昼食づくり（学習支援）22食 9月28日：カレーライス（地域交流）80食 10月26日：炊き込みご飯（部落解放文化祭）200食 12月 7日：えがおこども食堂（調理体験・食堂運営）70食 3月       ：地域食堂（開催予定）	A	文化センター	
				【赤碓文化センター】かるちゃーモーニング ・ほて茶カフェ（7月） ・スイカカフェ（7月） ・出かける赤中カフェ（8月） ・ツナコーンしおこんぶスパ（9月） ・アルミホイルでちゃんちゃん焼き（11月） ・カレー会食（8月、12月） ・みんなでもちつき（1月） 【おしゃべりカフェ寄茶(ぎっさ)】 ・5回/年（6月、7月、9月、11月、12月）	A		
				【まちづくり協議会】 以西ふれあい食堂（年2回 合計88人） 安田ふれあい食堂（年8回 各回約100食） 【公民館】 成美いまここ食堂（12月まで 9回 合計461人）	A		公民館、まちづくり協議会
				八橋こども食堂 年12回開催 各60食 comecome食堂 年8回開催 各30食 いろどり食堂 年11回開催 各40食	A		福祉あんしん課
フードバンクの取り組み	支給された食材等を他の地域食堂に分配したり、必要としている人へ配布を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 野菜や米など、色々な食材提供があり、高齢者、子育て家庭などに配布。 【赤碓文化センター】 地域の人たちからの食材提供も増え、支給された食材等もたくさんの地域食堂や、独居、困窮者へ配給できた。	A	文化センター		

#### 4 差別事象への対応

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況(12月末時点)	評価 (年度末時点)	主管課等
差別事象への対応	差別事象等対応マニュアルに基づく対応	差別事象の関係課が「差別事象等対応マニュアル」に基づき、事実関係の正しい把握と、人権侵害の事実を明らかにする。また、当事者のケアや再発防止施策について検討する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度の差別事象の件数 (0件)	D	人権・同和教育課 関係課
	差別事象検討委員会の設置	差別事象の発生後に差別事象検討委員会を設置し、事象の要因や社会的背景を分析し、再発防止に向けて、問題解決への取り組みや今後の啓発活動のあり方について検討する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度は実施しなかった。(差別事象件数0件)	D	人権・同和教育課
	インターネットモニタリングの実施	インターネット上の掲示板等のモニタリングを行い、差別書き込みを発見するとともに、削除要請を行い拡散防止に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度の削除要請の件数 (0件)	D	人権・同和教育課

#### 5 ユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況(12月末時点)	評価 (年度末時点)	主管課等
教育・啓発の推進	町民における理解の普及	小中学校、PTA研修、公民館講座、高齢者教室等においてユニバーサルデザインについて研修を行い、理解を深める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【赤碓文化センター】 赤碓文化センターの人権まなびの講座でカラーユニバーサルデザインをテーマにした研修会を行った。 ○9月26日(木) テーマ：色覚多様性について 演題：「色使いの配慮から誰もがくらしやすい社会へ」 講師：石田 重幸さん 参加者：32名	A	関係課
ユニバーサルデザインの推進	公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進	公共施設、道路、公共交通機関等について、ユニバーサルデザイン等に配慮した生活環境整備を進める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【建設住宅課】 町道駅前八幡線のバリアフリー化工事をL=144m施工した。	A	総務課 建設住宅課 関係課
	福祉のまちづくり推進事業	高齢者や障がいのある人など、誰もが安心して利用できる施設の普及を図り、福祉のまちづくりを推進するため、施設のバリアフリー整備(車いす使用者用トイレの整備、エレベーターの設置など)を行う費用の一部を助成する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和6年度実施なし。 (評価理由)申請がなかったため。	D	建設住宅課
ユニバーサルデザインの推進	カラーユニバーサルデザインの推進	ホームページ、町報、ポスター、案内版について色弱者や高齢者の立場に立った色使いの配慮を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【企画政策課】 ホームページの背景色変更、ふりがな、文字拡大、読み上げ機能等を備え付けている。	A	総務課 企画政策課 関係課

令和7年度「琴浦町人権施策基本方針」における具体的な取り組み(実施計画)

【分野別施策の推進】

1 男女共同参画に関する人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	主管課
男女共同参画への理解促進	教育・啓発の推進	男女共同参画への町民の意識を高め、理解を深めるための啓発や広報活動を推進するとともに、講演会や講座等による学習機会の提供に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【企画政策課】 ○啓発・広報活動として、本庁舎及びまなびタウンでパネル展示（男女共同参画週間・女性に対する暴力をなくす運動）を実施。その他、県主催事業等について町報及びホームページにてPRを実施。 ○第4次琴浦町男女共同プランへの取組に対する意見交換を行うため、琴浦町男女共同参画審議会を開催。（10月2日、3月中に実施予定）	B	企画政策課 関係課
	男女平等を基本とする教育・保育の推進	園や学校において、子どもたちが性別にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を伸ばしていけるよう、男女共同参画や性差別解消に向けた教育・保育を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】 道徳や特別活動、総合的な学習の時間等、全学年・全領域において、年間指導計画に基づき、全学年・全領域において男女平等や互いの自分らしさを大切にすること、ジェンダー・性的マイノリティの人権問題等について、学級の実態や課題とつなげながら考えた。中学校では、性教育講演会の中でも同様に扱った。	A	こども園・保育園 小中学校
				【こども園・保育園】 園児の発達に合わせ「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」の内容に沿って保育の中で実施。	A	
	性と生殖に関する健康・権利等についての教育・啓発の推進	学校・園において、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）をはじめとする、お互いの心身についての理解を深めるための教育・保育や保護者啓発を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】保健・体育、道徳、特別活動等を通じて、年間指導計画に基づき推進した。また、助産師や養護教諭を講師にして学習も展開した。命の大切さについて学んだり、自分も周りの人を大切な存在として接する行動や態度について考えた。中学校では、性と生殖に関する健康・権利について取り扱った。	A	こども園・保育園 小中学校
				【こども園・保育園】 園児の発達に合わせ「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」の内容に沿って保育の中で実施。	A	

男女共同参画への理解促進	職員・教職員研修の充実	園や学校において職員・教職員が男女共同参画意識の向上をめざした研修を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】文化センター主催の「人権学びの講座」等への参加を通して、男女共同参画の意義や向上を目指しての取り組みについて研修を行った。東伯中PTA研修部主催の子育て研修会、東伯郡中学校PTA連合会主催の性の多様性に関する人権研修会へ教職員が参加して、研修を行った。聖郷小では性の多様性についての職員研修を行った。	A	こども園・保育園 小中学校
	保護者への啓発	男女共同参画について、保護者に啓発を行い、子育てにおいて、子どもを性別で区別することなく、個性が大切にされるよう支援する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】学級懇談会等の場を活用し、子育てにおいて、子どもを性別で区別することなく、個性が大切にされるように啓発を行った。子どもの自尊心向上につながる言葉かけや接し方についての意見交換も行った。文化センター主催の「人権学びの講座」等への参加啓発を行ったり、東伯中PTA研修部主催の子育て研修会を実施したりした。	A	こども園・保育園 小中学校
誰もが活躍できる環境づくりの推進	おとこもつくる料理教室の開催	男性も料理の楽しさを知り、食に関する関心を高め、家庭で家事を一緒に行えるよう事業を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	浦安地区公民館「みんなの料理教室」 6/14 21名参加 八橋地区公民館「ふれあいクッキング」9/9 13名参加	A	社会教育課 公民館
	男性の育児休業・介護休業の取得の推進	女性に偏りがちな育児・介護を男性も一緒に行えるよう、男性の育児休業、介護休業取得を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	育児休暇等の促進につながる企業への支援制度について事業者へ情報提供を行った。商工会会員へチラシを配布。	A	商工観光課
	男性が家事・子育てに参画しやすい環境づくり	子どもに関する行事や子どもが病気の時に、男性も家事や子育てに参画しやすくなるよう、長時間労働の見直しや休みやすい雰囲気づくり等について、企業に啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	育児休暇等の促進につながる企業への支援制度について事業者へ情報提供を行った。商工会会員へチラシを配布。	A	商工観光課
	仕事と子育ての両立支援	共働きやひとり親等、さまざまな家族の形態にあわせて、仕事と子育てが両立できる支援を行う。 ・保育の受け皿の確保 ・多様な保育ニーズへの対応 (ファミリー・サポート・センター事業、一時保育事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業) ・放課後児童クラブ	R5(2023) ↓ R9(2027)	・多様な保育ニーズに応えるため各事業を実施した。 ファミリー・サポート・センター事業 年間/延 80件利用(見込み) 一時保育事業 年間/延20名利用 延長保育事業 年間/延240日実施 病児・病後児保育事業 年間/延 20名利用(見込み) 休日保育事業 年間/延6名利用(見込み) 放課後児童クラブ 年間/ 246 名利用	A	子育て応援課
	仕事と介護の両立支援	仕事と介護を両立し負担の軽減をサポートする。 ・介護保険サービスに関する相談対応 ・介護に関する制度等の周知	R5(2023) ↓ R9(2027)	・相談者の状況を聞き取り、認定の申請が必要かどうか判断し、相談者に適切なアドバイスを行った。 ・介護保険制度について理解を深め、介護予防の重要性を啓発する出前講座を開催した。6回(令和7年12月31日現在)	A	すこやか健康課

誰もが活躍できる環境づくりの推進	就業条件の整備	職場において性差のない人材育成、公正な待遇の担保や、職場内のハラスメント防止の取り組みについて企業に啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	働きやすい職場環境の取り組みなど県や国の取り組みや支援制度について企業へ情報提供を行った。商工会会員へチラシを配布。	A	商工観光課
	柔軟に働ける環境整備	女性の妊娠・出産期や、性別にかかわらず子育て、介護、更年期等の状況に応じて自身の体調や家庭と両立しながら働き続けることができる環境の整備について企業に啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	ワーク・ライフ・バランスの推進、働きやすい職場環境の取り組みなど県や国の取り組みや支援制度について企業へ情報提供を行った。商工会会員へチラシを配布。	A	商工観光課
	就労に関する情報提供の充実	子育て等の理由で一度離職した女性が、再び就業できるよう関係機関と連携し、制度の情報提供を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	再就職のための職業訓練の情報やリモートワークの支援制度など広報紙やホームページをとおして情報提供を行った。	A	商工観光課
	特定事業主行動計画の推進	女性職員をはじめ、すべての職員が活躍できる職場とするため、子育てをはじめとする家庭生活と仕事の両立ができるよう、職場環境づくりなどの取り組みを計画的に実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度実施なし。	D	総務課
	自治会等、地域社会活動における男女共同参画の推進	女性が自治会や地域社会活動に参加しやすくなるよう、家庭における固定的役割分担意識の解消が行われるよう啓発を行い、自治会や地域の活動に女性の意見が、さらに反映されるように努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	R7年度実施なし。	D	総務課
	政策・方針決定過程への女性の参画推進	各審議会や委員会への男女の登用率の均等に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【企画政策課】 「琴浦町審議会等の委員の選任に関する要綱」に定める「原則として定数の6割を越えて一方の性で占めることのないよう選任する」規定に従い、各審議会や委員会の委員を登用した。 R7年度の登用率（R7.9.5時点）：男性54.9%、女性45.1%	A	企画政策課 関係課

誰もが活躍できる環境づくりの推進	性差別、DV、性暴力、各種ハラスメント等の防止に向けた啓発活動	性差別、DV、性暴力、各種ハラスメント等の防止に関する講演会等の開催、情報提供、啓発活動を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【企画政策課】 ○啓発・広報活動として、本庁舎でパネル展示（女性に対する暴力をなくす運動）を実施。  【子育て応援課、人権・同和教育課】 「女性に対する暴力をなくす運動」に併せて11/15「ことうら人権まなびのつどい」開催時にパネル展示及び啓発グッズを配付し啓発活動を実施した。	A	企画政策課 子育て応援課 人権・同和教育課
	DV等に関する相談支援	関係機関と連携して相談窓口の周知を行う。相談者が安心して相談できる場所や時間帯で相談を受ける等配慮し、相談者の意思を尊重し相談対応を行い必要時関係機関と連携して支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【子育て応援課】 県と連携し相談窓口の周知を行うと共に、「女性に対する暴力をなくす運動」に併せて11/15「ことうら人権まなびのつどい」開催時にパネル展示及び啓発グッズを配付し啓発活動を実施した。  【人権・同和教育課】 R7年度は実施なし	A  D	子育て応援課 人権・同和教育課
	DV被害者の自立支援	被害者およびその家族の一時保護や自立に向けて、関係機関と連携し支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【子育て応援課、福祉あんしん課】 福祉あんしん課と子育て応援課が連携し被害者の相談対応に応じ、相談機関等の情報提供及び県に紹介する等支援した。	A	子育て応援課 福祉あんしん課
	防災における男女共同参画の推進	避難所の設備・備品・運営方針に関し、女性や乳幼児を抱える家庭、また多様な性のあり方に対して配慮を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	パーティションやプライベート TENT を整備し、避難所環境の改善を行った。	B	総務課
	こころの健康（メンタルヘルス）を確保するための取り組み	悩みを抱える人の相談と関係機関との連携、および相談窓口の周知を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	こころの相談窓口として、随時相談を受け付けた。町報やホームページ、各健康教室、地区のイベント、成人式にて相談窓口の周知を行った。 連携した関係機関：倉吉保健所（1件）	B	すこやか健康課
	多様な性への理解促進	町民に対し、性的マイノリティに対する正しい理解を深めるための啓発活動を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【人権・同和教育課】 R7年度は未実施	D	企画政策課 人権・同和教育課

誰もが活躍できる環境づくりの推進	性の多様性に関する教育・啓発の推進	学校・園において、性の多様性についての理解を深め、固定的な意識をもたせることがないよう教育・保育に取り組み、性的マイノリティ（性的少数者）の人権が守られるよう、性差や個人差を踏まえて環境を整えるとともに必要な配慮・支援を行う。また、保護者啓発の推進に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】小学校は、道徳や総合的な学習の時間を通して、性の多様性について理解を深める授業を行った。聖郷小は、4、5、6年生が前田良さんを講師に迎えて性の多様性について理解を深める講演会を実施した。船上小は6年生が、米子市渡小学校安井教諭をGTとして迎えてLGBTQについての学習を行い、一人一人の自分らしさが大切にされる社会の大切さについて学ぶとともに、互いの個性や良さを尊重し合う仲間となるための行動を考えた。中学校は、道徳や総合的な学習の時間を通して、性の多様性について理解を深めるとともに、個が大切にされる社会をつくっていくためにすべきことを考えさせた。	A	小中学校 こども園・保育園
				【こども園・保育園】 園児の発達に合わせ「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」の内容に沿って保育の中で実施。 保護者啓発については未実施。	B	

## 2 子どもの人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 (年度末時点)	主管課
子どもの健全育成	利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター「すくすく」)	妊娠期から子育て期までの身近な相談窓口として保健師や栄養士などが相談に応じ、関係機関とも連携しながらそれぞれのニーズに合わせて総合的に子育てのサポートを行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	妊娠届出時から出産・子育て期に渡り継続して身近で相談に応じ、個々に応じた様々なニーズに即した必要な情報提供や支援につなぐ伴走型の相談支援を行った。また、支援が必要な家庭には通常の訪問・電話連絡以外に地区担当保健師が随時相談対応を継続して行い支援した。	A	子育て応援課
	乳幼児健診	乳幼児の健康状態及び発達の確認を行い、集団健診時には保健指導・臨床心理士による子育て相談を実施し、保護者の育児支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	乳幼児の健康状態及び発達の確認を行い、集団健診時には保健指導・臨床心理士による子育て相談を実施し、保護者の育児支援を行った。	A	子育て応援課
	子育て支援センター	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	赤碕こども園「アトリエ・ラボ」、みどり保育園「ひまわり」の2か所で実施	A	子育て応援課
	休日保育室開放事業	休日に未就学の子どもと保護者が一緒に過ごせる場所の提供として、しらとりこども園の休日保育室や園庭の開放を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	毎月1回休日保育ほかほかオープンデーを開催し、親子で遊ぶ場と交流の提供を行った。(毎月1～6組程度利用)	A	子育て応援課

子どもの健全育成	児童館事業	子どもが心身共に健やかに成長するために、安全に遊べる居場所づくりや遊びを提供する。また、親子のふれあいや地域住民とのかかわりを通し、子どもたちの自尊感情を高め、豊かな人間形成をめざす。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<p>【東伯文化センター】</p> <p>6/7 とうはくじどうかんまつり(参加者186人)  7/5 おやこでふれあうえほんのひろば(参加者17人)  7/26 ほしぞらスライムをつくろう(参加者46人)  9/27 つくってみよう!秋のカレンダー(参加者なし)  10/25 とうはく部落解放文化祭(こどもひろば)(参加者102人)  12/20 つくってみよう!フェルトでマイバッグ(参加者16人)  12/26 つくってみよう!年間カレンダー(参加者9人)  1/17 オリジナルシールをつくろう(予定)  2/14 ハートバッグとスプーンチョコをつくろう(予定)  3/25.26 まいにちじどうかん(予定)  (参加者合計 376人)</p>	A	文化センター
			R5(2023) ↓ R9(2027)	<p>【赤碕児童館】</p> <p>4/7 春の交通安全教室(参加者37人)  5/31 どんご田植え体験(参加者32人)  6/21 こども喫茶ミニパフェづくり(参加者20人)  7/24 水辺の生き物調べ(参加者20人)  8/5 バスでおでかけ~大山町~(参加者22人)  9/13 やってみようパークイリング(参加者8名)  10/4あかさきじどうかんまつり(参加者110人)  10/18 子どもこしまつり(参加者105人)  11/22 子ども喫茶サンドイッチづくり(参加者12人)  12/20 粘土で作ろうクリスマス(参加者11人)  12/25 クリスマスレクリエーション(参加者18人)  1/31 お餅つきをしよう(参加者 人)  2/14 雪遊びへ出かけよう(参加者 人)  3/14 かご作りをしよう(参加者 人)  (1月14日現在 参加者合計395人)</p>	A	
	放課後子ども教室	公民館を活用した子どもの居場所づくり活動を推進し、学習、文化活動、地域住民との交流活動を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	成美地区公民館と赤碕地区公民館で放課後子ども教室を実施した。 成美地区公民館(登録児童20名、10回開催) ※公民館移転のため、実施期間(5月~7月) 赤碕地区公民館(登録児童22名、14回開催)	B	社会教育課

子どもの健全育成	家庭教育講座	保護者を対象に、家庭教育講座を実施し、子どもとの関わり方等子育てに必要な知識を学び、子どもの成長を喜び、楽しみながら子育てができる機運を高める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【社会教育課】 児童期の子どもを持つ保護者を対象とした家庭教育講座を実施した。 聖郷小学校 9月25日実施 参加者17名 社会教育課 9月28日実施 参加者15名	B	社会教育課 教育総務課 子育て応援課 小中学校 こども園・保育園
				【教育総務課、小中学校】 参観日において子育てに関する内容を取り扱って保護者の学びの場を提供した。聖郷小は、参観日のPTA保護者研修会において、中部児童相談所の山田誠さんを講師に迎えて、「子どもとの向き合い方」をテーマに講演会を行った。赤碓中学校区2小保護者交流研修会では、日常生活の中でありがちな場面を取り上げながら、保護者として子どもにどのような言葉かけをするとういかを話し合った。東伯中は、参観日の学級懇談、PTA研修会主催の子育て研修会を実施し、「とうはく人権まなびの講座」等への参加を保護者に促した。赤碓中は、参観日の学年・学級懇談や、学年・学級PTA研修会において子育てに関する内容を取り扱って保護者の学びの場を提供した。「ことうら人権まなびの集い」の案内を配信し、学びの場の情報提供を行った。	A	
				【こども園・保育園、子育て応援課】 各園でクラス懇談会・保護者学習会を開催した。	A	
子ども達の見守り活動への支援	学校支援ボランティア、交通指導員及び地域安全パトロール隊による登下校の見守りを支援する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【社会教育課】 各地区で登校の付き添いや、交通量の多い横断歩道等で声掛け等を実施した。	A	教育総務課 社会教育課 小中学校	
			【教育総務課、小中学校】 各校学校支援ボランティアや地域の方、PTA等の協力を得て児童生徒の見守りを行った。赤碓小は、PTA総務部が通学路の安全点検を行った。東伯中は、PTA育成部によるヘルメット着用の街頭よびかけや、教職員による交通安全パトロールを実施した。	A		
コミュニティ・スクール	学校運営に地域の声を積極的に取り入れ地域と一体になり、特色ある学校づくりを推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課、小中学校】定期的に学校運営協議会を開催し、「めざす子ども像」や子どもたちの課題を共有しながら、それらに対する取り組みについて話し合った。聖郷小は、「聖郷カフェ」や「しめ縄作り」「水鉄砲作り」などの取組を行った。東伯中は「CHA3プログラム」の実施補助を行った。赤碓中は、「出かける赤中」を実施し、地域行事に参加する取り組みを行った。	A	教育総務課 小中学校	

子どもの健全育成	各種青少年育成団体等との連携	青少年育成、PTA等との連携を持ち、巡回指導、啓発パンフレット作成配布等により地域環境づくりを推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	「ながら見守り」啓発ポスターの掲示を各区長に依頼し、町報・ホームページでも啓発した。 小中学生に長期休暇中の「生活の心得」等を配布した。	A	社会教育課
	要保護児童対策地域協議会運営	要保護児童等の早期発見や適切な支援を行うため関係機関で情報交換や支援内容の協議を行い、虐待防止に向けた検討を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	代表者会議を1回/年開催、実務者会議を1回/年開催、ケース連絡会を5回/年開催、個別支援会議を15回/年開催し関係機関で情報交換や支援内容の協議を行い、虐待防止に向けた検討を行った。	A	子育て応援課
発達支援・特別支援教育の充実	発達障がいに関する理解・啓発の推進	パンフレット配布等、発達障がいに関する広報活動や保護者研修会を実施し、理解や啓発の推進を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課、小中学校】 各学校において、発達障がい者支援に関するパンフレットを配布し、理解や啓発の推進を図った。また、文化センター主催の「人権学びの講座」への参加の呼びかけを行い、理解や啓発を推進した。	A	福祉あんしん課 子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
				【子育て応援課、こども園・保育園】 パンフレット配布等、発達障がいに関する広報活動による啓発の推進を図った。	B	
				【福祉あんしん課】 パンフレット配布した。	B	
加配保育士・学習支援員の配置	支援を必要とする子どもへの適切な支援を行い、個々の特性に応じた学びや園・学校生活が安心して送ることができるよう加配職員を配置する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課、小中学校】支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行い、個々の特性に応じた学びや安心して送ることができるよう学習支援員等を配置した。児童生徒の実態に合わせて、短期目標・長期目標を設定し、適切な支援を行った。東伯中では、毎月実施する生徒支援委員会において、支援を必要とする子どもへの支援状況の確認および支援策の検討を行っている。	A	子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校	
			【子育て応援課、こども園・保育園】 園児の状況に応じて加配保育士を各園に配置し、個別に必要な支援を個別的教育・保育支援計画をもとに行った。(14名) 幼児通級教室を開設し、園児の支援を行った(5名)	A		

発達支援・特別支援教育の充実	職員研修の実施	支援を必要とする子どもたちの園や学校での生活、環境のあり方、保育及び教育支援や保護者支援についての研修を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課、小中学校】年度当初の職員会議において、特別支援学級や通級指導教室における支援について研修を行い、共通理解を図った。また、支援を必要とする子どもたちの学校での生活、環境のあり方、教育支援や保護者支援についての研修を行った。また、その後も定期的に情報交換の場をもった。東伯中では、毎月開催する生徒支援（特別支援）委員会において、実態把握・支援策の検討を行った。赤碓中は、鳥取県教育センターから三橋正文先生を講師に招き、BPSモデルを使った不登校支援研修を行った。	A	子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
				【子育て応援課、こども園・保育園】 園内事例研修を開催（各園年1回以上）コアリーダー研修（年4回）発達支援テーマ別研修を実施し、発達支援に対する理解を深めた。	A	
	関係機関との連携による支援	特別支援学校、エール発達障がい者支援センター、医療関係機関等と連携し、園児、児童生徒をはじめ、保護者や園及び学校への支援体制の整備と充実を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課、小中学校】 特別支援学校、医療機関等と連携し、児童生徒をはじめ、保護者や学校への支援体制の整備と充実を図った。	A	福祉あんしん課 子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
				子育て応援課、こども園・保育園 発達障がい者支援センターエール、医療機関等と連携し園児や保護者の支援を行った。	A	
				【福祉あんしん課】 就学前の移行支援会議に参加し情報共有を図った。	A	

発達支援・特別支援教育の充実	相談支援体制の充実	町内のこども園・保育園及び学校において子育てに関する不安や悩みを解消するために、療育・相談機関やスクールカウンセラー等を活用し、保護者を支援する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課、小中学校】医療機関への受診同行、福祉機関による保護者支援、保護者がスクールカウンセラーへ相談をかける等、支援を行っている。	A	福祉あんしん課 子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
				【子育て応援課、こども園・保育園】 町内のこども園・保育園及び学校において子育てに関する不安や悩みを解消するために、療育・相談機関等を活用し、保護者の支援を行った。	A	
				【福祉あんしん課】 障がい児相談支援事業を合同会社 ライフサポートりっかに委託し相談支援体制の充実を図った。	A	
	特別支援教育就学援助費	特別支援学級に入級する児童生徒の保護者へ経済的支援を行うことで、安心して学ぶための環境を整える。	R5(2023) ↓ R9(2027)	特別支援学級に入級又は通級に通う児童生徒の保護者に支援を行った。 小学生：42名 中学生：16名	A	教育総務課
いじめ、不登校等に対する施策	校内相談体制及び支援体制の整備	アンケート等を実施し、児童生徒が抱えている悩みやストレス等の早期発見、早期対応に努め、スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制を整備する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課、小中学校】定期的な生活（いじめ等）アンケートやWEBQUの結果から児童生徒への教育相談活動を行っている。本人の求めに応じてスクールカウンセラーにもつないでいる。各学校で、スクールカウンセラーによる心理教育授業を実施した。	A	教育総務課 小中学校
	いじめ対策協議会の開催	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、各関係機関と連携した対応や支援を行い、相談活動を充実する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】生徒指導委員会を軸にして情報交換や支援体制の検討を行った。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、各関係機関と連携した対応や支援を行い、子どもが安心・安全に学校生活を送れるように取り組んだ。東伯中は、スクールカウンセラーのカウンセリングを随時行い、スクールソーシャルワーカーには生徒支援委員会に毎回入ってもらい、アセスメントや支援についてコンサルテーションを受けている。	A	

いじめ、不登校等に対する施策	「子どもの人権SOSミニレター」の配布	学校におけるいじめや体罰に対する活動として、児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、教職員や保護者に相談できない子どもの悩みを受け付け、関係機関と連携しながら解決につなげる。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】 「子どもの人権SOSミニレター」を生徒に配布した。聖郷小は、レターボックスの設置も行った。これにより、悩みを受け付けた実績はなく、児童生徒及び保護者の悩みは学校へ直接寄せられた。	A	人権・同和教育課 小中学校
	保護者支援事業 「虹の会」	子どもの不登校、引きこもり、障がいなどの悩みを持つ親たちが、抱えている不安や焦りを話し合いながら、互いに受け止め、学び合う機会を提供する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 定例会 毎月 第2水曜日 19:00～ 年間12回 参加延べ人数：36人	A	
児童虐待防止への取り組み	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に家庭訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度利用実績無し	D	子育て応援課
	子育て短期支援事業	要保護児童等の緊急避難や、養育困難家庭の子育て支援としてショートステイ事業・トワイライトステイ事業を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度利用実績無し	D	子育て応援課
	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に家庭訪問を行い、家事援助を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	利用実績：実人数 1人（延べ10人）の利用があり、保護者の家事負担の軽減に繋がった。	A	子育て応援課
	「こどもの人権SOSミニレター」の配布	家庭内での虐待に対する活動として、児童生徒に「こどもの人権SOSミニレター」を配布し、教職員や保護者に相談できない子どもの悩みを受け付け、関係機関と連携しながら解決につなげる。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】 「子どもの人権SOSミニレター」を生徒に配布した。聖郷小は、レターボックスの設置も行った。これにより、悩みを受け付けた実績はなく、児童生徒及び保護者の悩みは学校へ直接寄せられた。	A	人権・同和教育課 小中学校
			【人権・同和教育課】 小・中学校に「こどもの人権SOSミニレター」を配布。	A		

子どもの貧困対策	児童扶養手当事業	18歳到達年度までの子どものいるひとり親家庭に、児童扶養手当を支給する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	資格認定者134人に支給した。(令和7年度末時点)	A	福祉あんしん課
	医療費の助成	ひとり親家庭に対して医療費の助成を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	要件を満たすひとり親家庭に対して、医療費助成を以下のとおり実施した。 ・対象者 99名(令和7年12月31日現在) ・医療費助成額 2,641千円(令和7年12月31日現在)	A	すこやか健康課
	養育に係る公正証書作成促進事業	養育費に係る公正証書等の作成に要する費用を助成する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	1件申請があり、うち1件支給した。	A	福祉あんしん課
	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の保護者が資格を取得するために養成機関で就業する場合に、給付金を支給する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	1件 553千円支給	A	福祉あんしん課
	自立支援教育訓練給付事業	ひとり親家庭の保護者が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等を受講した場合に、本人が支払った費用の6割相当額を支給する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度対象者なし。	D	福祉あんしん課
	災害遺児手当の支給	養育者が災害または交通事故等による死亡、または養育者に重度障害のある義務教育終了前の子どもを養育する者に災害遺児手当を支給する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度利用実績無し	D	子育て応援課
	就学援助費の支給	経済的理由により就学が困難な家庭の児童生徒に対し、給食費、修学旅行費、学用品費等を補助する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助を行った。 小学生：109名、中学生：70名、新入学児童生徒：21名	A	教育総務課
	町進学奨励金事業	経済的理由により就学が困難な町内在住の高校生に進学奨励金を支給することにより、教育を受ける権利の保障と子育て支援を行う。	R5(2023) ↓ R6事業廃止	令和6年度廃止		教育総務課

子どもの貧困対策	学習支援事業	放課後児童クラブ及び文化センターにおいて学習支援を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【子育て応援課】 令和7年度実績無し	D	子育て応援課、 文化センター
				【東伯文化センター】 サマスタ 期日：7月28日～7月30日 午前：小学生：参加者延べ 72人 (宿題、体験学習など) 午後：中学生：参加者延べ 26人 (夏休みの課題等)	A	
				【赤碓文化センター】 ・夏の集中勉強会 開催日：7月23日～26日 延べ参加人数：97人 ・冬の集中勉強会 開催日：12月24日～27日 延べ参加人数：95人	A	
子どもの権利・ 意見の尊重	子どもの権利に関する啓発	子どもの人権について、大人と子どもを対象にして理解と認識を深めるため広報・啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課】 浦安小、聖郷小、赤碓小において、鳥取県ユニセフ協会より講師を招聘し、子どもの権利条約について学んだ。	A	子育て応援課 教育総務課 人権・同和教育課
				【子育て応援課】 園児の発達に合わせ「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」の内容に沿って保育の中で実施。 職員向けの研修を開催。保護者啓発は、解放文化祭にて合同で園職員の研修内容について啓発を実施した。 【子育て応援課、人権・同和教育課】 人権同和教育課と合同開催：ことうら人権まなびの集いで子どもの権利をテーマとした講演会を開催 演題：「子どもの声に耳を傾けることから始まる子どもの権利保障 ～子どもが声をあげやすい社会にするには～」 講師：甲斐田 万智子さん (認定NPO法人国際子ども権利センター代表理事) 参加：80人	A	

子どもの権利・意見の尊重	こども園・保育園、学校における研修会の実施	子どもの人権についての職員及び保護者の研修を実施し、子どもの権利に関する理解を深める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課】 参観日の際の学級懇談会やPTA主催の研修会、講演会等において、子どもの権利等について考える機会を設定した。	A	子育て応援課 教育総務課 人権・同和教育課
				【子育て応援課】保護者啓発として令和7年度各園にて単発のペアレントトレーニングなどの研修会を実施（3園）。町内全園参加の人権・同和保育研修会を2回開催した。 テーマ「こどもの権利 意見表明 大人のための10の心得」 講師：鳥取県鳥取県人権文化センター 中江美紀研究員	A	
				【人権・同和教育課】 教員、学校職員を対象に子どもに対する性暴力防止に関する研修会を町内全ての小中学校で開催	A	

### 3 高齢者の人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 (年度末時点)	主管課等
社会参加、自立、生きがいづくり	高齢者の生きがいづくりの推進	高齢者がいきいきと暮らすための講座等を開催するほか、高齢者クラブ、介護予防サークルの活動を支援し、高齢者の仲間づくり、健康づくりを推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【社会教育課】 ・寿大学 一般教養コース学級生：81名 年10回 講演、スポーツ、社会見学、鑑賞などを開催しました。 (延べ人数154名)	A	すこやか健康課 社会教育課
				【すこやか健康課】 介護予防サークルの活動支援を行った。(活動実態の把握、活動費助成、活動継続や新規立ち上げに関する相談等) R7年度末の介護予防サークル数：89団体	A	
	高齢者の社会参加の推進	高齢者がもつ経験や知識を、園や学校、地域で活かすとともに、シルバー人材センターへの支援、介護ボランティアの育成等により、高齢者の活躍の場を確保し、社会参加の推進を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課】 学校支援ボランティアとして、児童生徒の指導の支援を行っていただいた。また、児童生徒が安全に登校できるように見守り活動も行っていただいている。	A	すこやか健康課 教育総務課 こども園・保育園
				【すこやか健康課】 ・シルバー人材センターへの補助金を交付し、事務局の体制強化を支援した。 補助金：5,000千円 ・介護ボランティアの育成を行い、介護予防教室等で活躍していただいた。 ボランティア登録者数：25人(令和7年12月31日現在)	A	
				【こども園・保育園】 サポーターやボランティアとして園の活動(海遊び・散歩の付き添い・菜園活動)などに参加していただいた。	A	
					A	

福祉・介護サービスの充実	介護予防教室	知的活動（音読・計算など）や身体活動（転倒予防体操など）、レクリエーション活動等を行い、認知機能及び身体機能の低下を予防する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防教室「はればれ」「いきがい」を町内10会場で開催。今年度より委託事業所が1社追加となり、利用者の受け皿を確保した。延べ利用人数2,775人（令和7年12月31日現在）。</li> <li>町報や相談時の案内で、介護予防教室の周知を図り、参加を促した。</li> </ul>	A	すこやか健康課
	地域包括支援センター（生活支援コーディネーター活動）	介護が必要になっても住み慣れた地域・自宅で生活ができるよう、生活支援コーディネーターが相談窓口となり、また支援体制へとつなぐパイプ役を担う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	社会福祉協議会に事業委託を行い、生活支援コーディネーターを2名配置している。コーディネーターによって地域の集いの場を訪問、高齢者のニーズや困り事等を把握し、包括支援センターと随時及び定期的に情報共有を行った。「福祉・医療サービス」のチラシを作成し、町報と一緒に全戸配布した。	A	すこやか健康課
権利擁護体制の充実	成年後見制度の利用促進	認知症等の状況にあり、財産管理や契約にともなうサービスの援助が必要な高齢者等に対し、成年後見制度の利用を支援する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の利用が必要な方で、本人・家族に後見開始等の審判請求が困難な方に対し、町長申立てによる審判請求を1件行った。また、本人・家族の申立ての支援を7件実施した。</li> <li>窓口において成年後見制度についての相談があった場合、制度や手続き等の説明を行った。</li> <li>住民への成年後見制度の周知を図るため、町報に記事を掲載した。</li> </ul>	A	すこやか健康課
	高齢者への虐待防止への取り組み	虐待が発生した際に、高齢者虐待防止法に基づき、関係機関と連携を図り、高齢者の安全確保に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民および介護事業所からの相談を受けて、虐待に繋がる可能性のある2件に対して、関係事業所と連携をとりながら高齢者の安全確保に努めた。</li> <li>住民への高齢者虐待防止の周知を図るため、町報に記事を掲載した。</li> </ul>	A	すこやか健康課
高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり	地域交通対策	高齢者の買い物・通院など日々の暮らしに必要な交通手段を残していくために、町営バスの運行を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年4月から経由地に店・病院を追加し運行。上郷・倉坂たすけあい交通の会による交通空白地有償運送の本格運行を開始。	A	企画政策課
	交通空白地タクシー助成事業	公共交通空白地に在住する、運転免許を持たない高齢者等に対し、タクシーチケットを交付する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	公共交通空白地に在住する、運転免許を持たない高齢者等に対し、タクシーチケットを交付した。 R7 実績：17人	A	企画政策課
高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり	高齢者の総合相談事業	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることが出来るよう、地域の社会資源の活用や関係機関との連携を図りながらさまざまな相談に対応する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	高齢者に関する困りごとなどの相談を、電話や訪問、窓口対応で実施。 総合相談件数：延べ3,649件（12月末時点）	A	すこやか健康課
	住宅管理事業	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。高齢者世帯（65歳以上で構成する世帯）は優先して入居することができる。	R5(2023) ↓ R9(2027)	60歳以上の高齢者世帯4件が優先入居となった。	A	建設住宅課

#### 4 障がいのある人の人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 (年度末時点)	主管課等
障がいのある人への理解	町民への啓発活動	障がいのある人に対する偏見や差別をなくし、地域社会で安心して生活できるように、町民への啓発活動や学習機会を提供する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【福祉あんしん課】 令和7年度実施無し  【人権・同和教育課】 令和6年度実施なし	D	福祉あんしん課 人権・同和教育課
	学校・園での交流活動や人権学習・啓発の推進	障がいのある人の人権の理解を深めるため、交流活動や発達段階に応じた理解を深める学習に取り組む。また、保護者啓発の推進に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】 全クラスにおいて、特別支援学級の友達について理解を深める学習を行うとともに、仲間づくりを進めた。聖郷小は、4年生が総合的な学習の時間に手話学習を行った。東伯中は、人権参観日において、2年生が障がい者スポーツについて理解を深める学習を実施した。赤碓中校区では、小中学校特別支援学級交流会を行い、児童生徒および担任の連携を深めた。	A	小中学校 こども園・保育園
				【こども園・保育園】 園児の発達に合わせ「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」の内容に沿って保育の中で実施。	A	
福祉体験学習の実施	障がいのある人と児童生徒との交流や体験学習の場を設け理解を進める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】 聖郷小は、4年生を中心に、高齢者体験やユニバーサルデザインについて学習をとおして、誰もが住みやすい社会づくりについて学んだ。赤碓小は、3年生が総合的な学習の時間で、障がいについて学習し、アイマスク体験等を行った。4年生が総合的な学習の時間で、介護福祉施設において、介護、介助体験をした。船上小は、5年生が車いす・アイマスク体験を行った。中学校は、2年生の職場体験学習において、福祉施設で障がいのある人や高齢者の介護・介助を体験した。	A	小中学校	

障がいのある人への理解	スポーツ推進委員との連携	ボッチャなど、障がいがあってもできるスポーツを取り入れた「えんじょいスポーツ」や体力測定会の開催。地域と連携した健康づくりを推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・えんじょいスポーツ ボッチャ等 年6回 参加人数44人</li> <li>・寿大学 一般教養コース ほおるんビンゴ・スカットボール(1回 参加人数10人) (古布荘) 11/9ニューススポーツ交流会 (ほうるんびんご、スカットボール) 19人</li> <li>(以西) 6/15ボッチャ大会65人 (浦安) 5/18ボッチャ大会41人、7/6モルック大会35人、10/12総合スポーツ大会(ボッチャ、モルック他) 140人</li> <li>(上郷) 6/21健康(サロン(モルック、ほうるんビンゴ) 22人、10/12レクリエーション交流会(モルック、スカットボール) 38人</li> <li>(下郷) 8/24モルック大会60人</li> <li>(八橋) 7/27ニューススポーツ体験会(ほうるんビンゴ) 20人、11/16公民館祭り(ほうるんビンゴ) 100人</li> <li>(成美) 11/11まちの保健室(ボッチャ) 14人</li> </ul>	A	社会教育課
障がいのある人への理解	障がいがある人への虐待の防止	障がいがある人の人権について啓発を行い、虐待の未然の防止、早期発見、早期解決を図るための取り組みを推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<ul style="list-style-type: none"> <li>[福祉あんしん課]</li> <li>令和7年度実施無し</li> <li>【人権・同和教育課】</li> <li>令和6年度実施なし</li> </ul>	D	福祉あんしん課 人権・同和教育課
	手話教室の開催	ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の人が互いを理解し合うことを目的に、手話教室を開催し手話の普及に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【東伯文化センター】</li> <li>手話教室(毎月 第2・4土曜日 9:30~)</li> <li>年間22回 延べ参加者: 116人</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>【赤碓文化センター】</li> <li>・子ども手話教室(不定期開催)</li> <li>年間: 25回 延べ参加人数: 125人</li> </ul>	A  B	文化センター

地域生活への支援の充実	障がい者団体、家族会への支援及び協力	障がい者団体や家族会の活動（相互支援・学習・社会的運動）に対し、必要な支援及び協力を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	琴浦町身体障害者福祉協会及び琴浦町手をつなぐ育成会に補助金を交付し活動への支援を行った。	A	福祉あんしん課
	町営バス運行委託	障がいがある人の交通手段を確保し社会参加を促すため、町営バスの運行管理委託を行う。新規で車両を整備する際はバリアフリー、ユニバーサルデザインの車両を導入する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	電動補助ステップ機能を備えた車両を1台購入。	A	企画政策課
	特別障がい者等手当支給事業	在宅で生活をする重度の障がいがある人に手当を支給する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	障がい児福祉手当を8人に、特別障害者手当を19人に支給した。	A	福祉あんしん課
	自立支援給付費	障がいがある人の自立促進・生活改善・社会参加の増進のため、障がい福祉サービスの給付を行う。 （居宅介護・重度訪問介護・同行援護・療養介護・生活介護・施設入所支援・共同生活援助・就労継続支援・計画相談支援）	R5(2023) ↓ R9(2027)	自立支援給付費 4,544人（延べ人数） 556,921千円	A	福祉あんしん課
	地域生活支援事業	○日常生活用具給付事業 ・自立促進・生活改善・社会参加を増進するため日常生活用具（ストマ用装具、痰吸引器等）の給付を行う。 ○日中一時支援事業 ・日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。 ○障がい者地域生活支援センター事業 ・相談支援事業、研修の実施を委託する（中部1市4町委託授業）。	R5(2023) ↓ R9(2027)	日常生活用具給付事業 389件 3,922千円 日中一時支援事業 1,749回 4,501千円	A	福祉あんしん課
	療養介護医療費事業	障がいの軽減、除去や機能回復のために受ける医療の費用を負担することで対象者の経済的負担を軽減する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	療養介護医療給付費 10人 8,198千円	A	福祉あんしん課
	住宅管理事業	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。 （障がい者世帯は優先して入居することができる。）	R5(2023) ↓ R9(2027)	障がい者世帯1件が優先入居となった。	B	建設住宅課

雇用・就労の支援と社会参加の推進	企業への啓発活動の推進	企業に対して、障がい者雇用の促進と就労条件についての理解を求め、生きがいのある働きやすい職場環境づくりについて啓発する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	障がい者雇用に対する国や県の制度の情報提供を行った。商工会会員へチラシを配布。	A	商工観光課
	公正な採用・選考の推進	事業主に対し、「障害者雇用促進法」の遵守を求めるとともに、公正な採用及び選考に向けた啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	R7年度実施なし	D	商工観光課
	人権・同和教育推進協議会企業部会 企業訪問と研修	さまざまな人権課題に対応するため企業への普及啓発を行う。 ・企業訪問9月～10月 ・研修会にて啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【商工観光課（企業部会）】 企業向け研修の実施（7月） テーマ：信頼関係を育てる職場のコミュニケーション 参加事業所数：12  【人権・同和教育課】 ・町内事業者の研修会で人権啓発研修を実施（あかさきグループワールドワイド） 開催日：1月31日 テーマ：『無自覚な偏見（アンコンシャス・バイアス）』 ・R7年度は企業訪問を実施していない	A  B	商工観光課 人権・同和教育課
障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり	障がい者への支援制度及び相談窓口等の情報提供	パンフレット、町ホームページ等を活用し、情報提供に努める。また、町障がい者地域生活支援センターで関係機関との緊密な連携による個々に対応したきめ細やかな支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	手帳交付時、障がいサービス利用申請時等にパンフレット等を活用し情報提供に努めた。	A	福祉あんしん課
	障害年金制度の相談窓口等の情報提供及び助言等の申請支援	パンフレット、町ホームページ等を活用し、情報提供に努める。申請手続きが複雑なため、希望者には適宜助言等を行い、申請支援も行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	[福祉あんしん課] 手帳交付時等に情報提供を行った。	B	町民生活課 福祉あんしん課
				【町民生活課】 パンフレット、町ホームページ等を活用し情報提供を行った。希望者に対し、相談に応じ申請手続きを行った。	A	

5 部落問題

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 (年度末時点)	主管課等
部落問題の正しい理解	県部落解放月間	部落問題の早期解決をめざし、町民の理解と認識を深めるため、こども園・保育園園児、小中学生、行政職員によるワッペンの着用等、期間中にさまざまな啓発活動を実施する。 期間：7月10日～8月9日	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校、こども園・保育園】部落問題の早期解決をめざすとともに、一人ひとりが大切にされる社会をつくっていく一員としての自覚を深めるため、小学校はワッペンの着用、人権標語の作成等に取り組んだ。中学校では、ワッペンの着用や人権作文、人権標語の作成に取り組んだ。	A	人権・同和教育課 こども園・保育園 小中学校
				【人権・同和教育課】 部落解放月間の取り組み ・こども園・保育園園児、小中学生、行政職員によるワッペンの着用。 ・本庁舎・分庁舎に懸垂幕を掲げる。 ・本庁舎・分庁舎・まなびタウン等町内の各施設に啓発看板を設置。 ・町同推協同和対策推進委員会メンバーによる街頭啓発を実施（東宝ストア、アフト） ・町内高齢者施設（百寿苑、陽だまりの家、もりもと）と事業所（あかさきグループワールドワイド）を訪問し、部落解放月間の周知、部落問題について啓発	A	
	町部落解放週間	部落問題の早期解決をめざし、町民の理解と認識を深めるため、町独自に部落解放週間をさだめ、こども園・保育園園児、小中学生、行政職員によるワッペンの着用等、期間中にさまざまな啓発活動を実施する。 期間：12月4日～10日	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校、こども園・保育園】 人権週間において、部落問題等の人権問題の早期解決をめざすとともに、一人ひとりが大切にされる社会をつくっていく一員としての自覚を深めるため、児童生徒はワッペンを着用した。聖郷小では高学年が人権標語の作成等にも取り組んだ。	A	人権・同和教育課 こども園・保育園 小中学校
				【人権・同和教育課】 こども園・保育園園児、小中学生、行政職員によるワッペンの着用。	A	

部落問題の正しい理解	部落解放文化祭	部落問題をはじめとするあらゆる人権問題について町民一人ひとりが学習を深め、人権意識の高揚を図るために部落解放文化祭を開催する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<p>【東伯文化センター】 開催日：10月25日～28日 テーマ：「一人ひとりの人権が守られる社会をめざして」 ～つながり、支えあい、一歩をふみだそう～ 内容： ○小中学生人権学習会親子学習 ○人権・同和教育講演会 テーマ：平和学習 「はだしのゲン」原爆投下のその日まで 講談師：神田 香織さん ○人権DVD視聴 ○こどもひろば ○ぶんせん食堂 ○集団参観等 参加延べ人数：776人</p>	A	
				<p>赤碕文化センター】 開催日10月26日～28日 テーマ「未来を創造し自らが部落解放への情熱をたぎらせて」 内容 ・子どもこしまつり ・学習発表・小・中学生解放「学習会」 ・開会式 開会宣言 ・あかさき人権まなびの講座 演題 「私たちの尊厳とインターネット上の差別事象」 講師 金 尚均さん ・ふれあいバザー ・解放「学習会」5、6年生と船小、赤小6年生学習発表交流会 ・赤碕中学校区こども園年長児交流会 ・展示作品見学 延べ参加人数855人</p>	A	文化センター
	職場内人権・同和教育現地研修会	部落差別の現実から深く学び、町職員としての責務を自覚するとともに、あらゆる差別をなくす行動や実践につなげる。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<p>【総務課、人権・同和教育課】 開催日 9月1日（赤碕文化センター） ・琴浦町内の差別事象について ・フィールドワーク ・説明「差別事象等対応マニュアル」 ・グループでの意見交換 ・振り返りシートの記入 参加者10名（新規採用職員、新任係長）</p>	A	総務課 人権・同和教育課

部落問題の正しい理解	新任・転任教職員人権・同和教育現地研修会	部落差別の現実から深く学び、教職員としての責務を自覚するとともに、あらゆる差別をなくす行動や実践につなげる。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課、人権・同和教育課】 (赤碕中学校区)8月4日開催 教職員参加者9名 ・講義「部落問題について」 ・フィールドワーク ・研究協議 (東伯中学校区)8月8日開催 教職員参加者13名 ・講義「フィールドワークについて」 ・フィールドワーク ・研究協議	A	教育総務課 人権・同和教育課
	現地研修会(フィールドワーク)	部落差別の歴史や実態等について、現地研修を実施し、差別をしない、させない、許さない意識の啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 ・8/8 琴浦町新任・転任教職員人権・同和教育現地研修会(東伯中学校区) 参加者:22人	A	文化センター
				【赤碕文化センター】 年間 16回 (対象は小学生・教職員・町職員・県内外の団体など)	A	

部落問題の正しい理解	部落問題学習への講師派遣等	小中学校および地域に対し、部落問題学習の講師として学習を推進し、部落問題の正しい理解を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 6年生人権学習 船上小学校(9/19)、八橋小(9/24) 浦安小学校、聖郷小学校(10/27.28※解放文化祭開催期間中)	A	人権・同和教育課 文化センター
				【赤碓文化センター】 ・赤碓中学校1年生総合学習(7/14) ・船上小学校6年生人権学習(11/12) ・船上小学校3年生太鼓でつながる(3回/9月) ・船上小学校、赤碓小学校6年生FW(10/31 11/5) ・人権教育公開授業(赤中、船小、赤小) ・中学校区6年生人権教育交流会(2/4) ・解放「学習会」5、6年生と船小、赤小6年生人権教育交流学習(10/20) ・船小全学年(10/20)	A	
				【人権・同和教育課】 R7年度は実施なし	D	
発達段階に応じた人権・同和教育、啓発の推進	学校における部落問題学習	発達段階に応じて基本的人権を学習していく中で、小学校高学年からの学習では、部落問題の歴史的経緯等を理解し、偏見や差別に潜む不合理性に気付く学習を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】小学6年の社会科・総合的な学習の時間における学習をとおし、部落問題の歴史的経緯等を理解するとともに、あらゆる差別と関連付けながら、差別に気づき、差別をしない、許さない力をつけるための学習を推進した。中学校は、1年生が「部落差別の起こり」、2年生が「解放運動」、3年生が「就職差別(統一応募用紙)」をテーマに学習し、差別解消に向けた態度を養った。	A	小・中学校

文化センター事業の取り組み	人権まなびの講座	町民に対し、部落問題をはじめとするあらゆる人権課題について学習する機会を提供する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<p>【東伯文化センター】</p> <p>○5月17日 テーマ：消費者トラブル(高齢者) 映画：「詐欺や消費生活トラブルについて」 講師：琴浦大山警察署職員 参加人数：26人</p> <p>○6月21日 テーマ：ジェンダー・バイアスについて 演題：「無自覚を自覚する」気づかずに身につけたもの 講師：福壽 みどりさん 参加者：28人</p> <p>○7月12日 テーマ：難民問題 映画：「マイルスモールランド」2回上映 参加者：43人</p> <p>○9月6日 テーマ：里親制度について 演題：「こどもの人権と里親制度」 講師：宮橋 佐和子さん 参加者：19人</p> <p>○10月26日 とうはく部落解放文化祭 人権・同和教育講演会 テーマ：平和学習 演題：「はだしのゲン」原爆投下のその日まで 講師：神田 香織さん 参加者：108人 (全5回 合計224人)</p>	A	文化センター
				<p>【赤碓文化センター】 あかさき人権まなびの講座（5回/年）</p> <p>○6月12日（木） テーマ：見た目の問題と人権 演題：「ここからの一歩」～多様性をあたりまえに～ 講師：細田美緒乃さん 参加者：31名</p> <p>○7月24日（木） テーマ：部落問題 皮革について 演題：「学び直そう部落の歴史part15」 講師：外川 正明さん 参加者：45名</p> <p>○8月2日（木） テーマ：こころの元気講演家 演題：「命としあわせのありがたさを伝えたい」 講師：石川 達之さん 参加者：69名</p> <p>○9月26日（木） テーマ：色覚多様性について 演題：「色使いの配慮から誰もがくらしやすい社会へ」 講師：石田 重幸さん 参加者：32名</p> <p>○10月18日（土） テーマ：部落解放文化祭に伴う 演題：「私たちの尊厳とインターネット上の差別事象」 講師：金 尚均さん 参加者：57名</p>	A	文化センター

文化センター事業の取り組み	小・中学生学習会	小中学生を対象に、学力保障、人権学習、仲間づくりの3つの柱をもとに学習を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<p>【東伯文化センター】 小学生人権学習会 参加者：16人 開催日：毎週木曜日 17:00~18:00 (6月~2月) 中学生人権学習会 参加者：3人 開催日：毎週木曜日 18:00~19:00 (6月~2月)</p> <p>◎夏休み、休日等の事業 ○サマスタ (詳細は、学習支援事業に記載) 開催日：7月28日~7月30日 午前：小学生 (宿題、なかまづくりなど) 午後：中学生 (課題等) ○リバティースクール (生活体験学習) 開催日：8月1日~2日 (1泊2日) ○えがおこども食堂 開催日：12月 7日</p>	A	文化センター
			<p>【赤碓文化センター】 ○小学生解放「学習会」 開催日：毎週木曜日 1・2年生：16時00分~17時00分 3~6年生：17時00分~18時00分 ○中学生解放「学習会」 開催日：毎週水曜日 全学年：17時00分~18時10分 【取り組み】 文化の伝承・太鼓・あいサポートキッズ (しょうがいのある人の人権)・手話表現・盆踊り・フィールドワーク・歴史と生活・県外研修 (美作騒擾)。 人権作文・教科学習・仲間づくり・親子「学習会」・保護者「学習会」・部落解放中部地区中3交流会</p> <p>○夏休み・冬休み集中！勉強会 夏：5日間 冬：4日間</p>	A		

文化センター事業の取り組み	部落解放中部地区中学3年生交流会への参加	部落解放中部地区交流会に参加し交流を深め部落解放の意欲を高める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 8月21日に開催された部落解放中部地区交流会に参加し交流を深めた。 【赤碓文化センター】 部落解放中部地区中3交流会に参加し、人権感覚を培った。	A	文化センター
	青年及び高校生育成	地域の青年及び高校生の仲間づくりやつながりをつくるための支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 地域ボランティアとして 開催日：4月28日、9月28日、10月26日 がくしゅうかい食堂に参加 光太鼓演奏 開催日：10月26日 第50回とうはく部落解放文化祭に参加	A	文化センター
	各種交流事業	地域住民の教養文化を高めるとともに、町民全体に広く呼びかけることで、住民が互いの理解と交流を促進する場とする。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<p>【東伯文化センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話教室 毎月 2回</li> <li>・虹の会 毎月 第2 水</li> <li>・水墨画教室 毎月 1回</li> <li>・いけばな教室 毎月 2回</li> <li>・習字教室 毎週 木・金2回</li> <li>・小物教室 毎月 2回</li> <li>・折り紙教室 毎月 1回</li> <li>・布遊・ハッチワーク教室 毎月 各1回</li> <li>・絵手紙教室 毎月 1回</li> <li>・健康づくり会 毎週 木・金2回</li> <li>・軽度認知症予防教室 毎週 1回</li> <li>・卓球サークル(6団体) 月～土 交代</li> </ul> <p>【赤碓文化センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいきカルチャー 毎週 月・水・金曜日</li> <li>・ストレッチ体操吸湿 毎週 水曜日</li> <li>・コーラスまどか 毎週 1～2回</li> <li>・童謡を唄う会スマイル 毎月 2回</li> <li>・ダンススクールオンフリーク 毎週 1回</li> <li>・みんなの手話(子ども) 不定期</li> <li>・書道教室 毎週 木曜日</li> <li>・華道教室 毎月 2回</li> <li>・おしゃべりカフェ寄茶 5～10回/年</li> <li>・こども手話教室 不定期開催</li> <li>・かるちゃーモーニング 不定期開催</li> <li>・みんな輪になってカフェ 不定期開催</li> <li>・出かける赤中カフェ 2回/年</li> </ul>	A	文化センター

文化センター事業の取り組み	保護者の活動支援	保護者としての資質の向上と親睦を図り、子どもの健全育成に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<p>【東伯文化センター】 小学生人権学習会保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子学習 開催日：8月1日 参加者：37人</li> <li>・とうはく人権まなびの講座 開催日：10月26日 参加者：9人</li> </ul> <p>地域保護者活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリスマス会 開催日：12月14日 インフルエンザ流行のため中止</li> </ul>	A	文化センター
				<p>【赤碓文化センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生、中学生解放「学習会」保護者会・親子会</li> <li>・あかさき人権まなびの講座、部落解放文化祭への参加</li> <li>・じどうかんまつり参加</li> <li>・じどうかんまつり、こどもみこしまつり おやつ作り</li> <li>・仲間づくり(盆踊り練習・会食)</li> <li>・子どもみこしスコット作り、設置</li> </ul>	B	
	各種教室活動	各種教室活動を支援し地域住民と周辺地域住民の生涯学習を推進するとともに、住民同士の理解と交流を促進する場とする。	R5(2023) ↓ R9(2027)	各種交流事業と同じ	A	文化センター

文化センター事業の取り組み	県隣保館・児童館連絡協議会との連携	県隣保館・児童館連絡協議会が主催する研修会等に参加し、職員の資質向上を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<p>【東伯文化センター】        県隣保館会員研修        ・開催日：4月17日（琴浦町）        講演：「現代社会のハラスメントの実情と対応策」        「隣保館設置運営要綱と鳥取県の取組について」</p> <p>隣保事業ソーシャルワーカー更新研修        ・開催日：8月7日（zoom）        講演：「ひとりのしない」という支援        ～伴走型支援、そして地域づくりへ～        カラーユニバーサルデザイン（UD）検証        ・開催日 9月19日（東伯文化センター）        中部地区隣保館連絡協議会        ・講演：        開催日：2月</p> <p>県児童館連絡協議会（2025.4～2027.4 会長、事務局）        ・開催日：4月18日 総会および研修会（倉吉市）        演題「こどもまんなか社会を実現する児童館ガイドライン改正のポイント」        ・開催日：5月30日 全国児童館連絡協議会 定期総会他（東京都）        ・開催日：7月16日 館長、担当課長、児童厚生員等研修会        演題「こどもと良い関係を築くために」        ・開催日：9月12日 県内視察研修「古海児童館」「八東、下南児童館」</p> <p>●科目認定履修研修：        ・開催日：10月7日（中部）「配慮を必要とするこどもの支援」「こどもの安全対策」        ・開催日：11月18日（東部）「健全育成」「こどもの権利」        ・開催日：12月1日（西部）「集団援助活動」「児童館の活動内容」</p> <p>中部ブロック児童館連絡会職員研修会        ・開催日：9月10日 会場：倉吉市「科学あそびの実践」        ・開催日：12月9日 会場：倉吉市「気になる子の特性理解と求められる支援」</p> <p>東伯郡児童館連絡会        ・開催日：7月8日 会場：琴浦町「救命講習（普通救命講習1）」        ・開催日：1月14日 会場：琴浦町「日常生活の中にある何気ない差別～「自覚なき差別」マイクロアグレッション～」</p>	A	文化センター
---------------	-------------------	--	---------------------------	--	---	--------

文化センター事業の取り組み	県隣保館・児童館連絡協議会との連携	県隣保館・児童館連絡協議会が主催する研修会等に参加し、職員の資質向上を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<p>【赤崎文化センター】</p> <p>県隣保館会員研修 ・開催日：4月17日（琴浦町）      講演：隣保館設置運営要綱と鳥取県の取組について      講演：現代社会のハラスメントの実情と対応策      ・開催日：7月30日～10月11日（鳥取市）</p> <p>隣保事業ソーシャルワーカー養成研修（ZOOM） ・開催日：8月7日（鳥取市）</p> <p>隣保事業ソーシャルワーカー更新研修      ・開催日：8月21日22日（米子市）</p> <p>第62回全国隣保館職員中国ブロック研修会      報告：「自館が関わる被差別部落の歴史を自ら調べる」・・・他講演等      ・開催日：9月30日（大山町）      講演・FW：「中高地区の歴史とフィールドワーク」      ・開催日：10月24日（琴浦町）</p> <p>県隣協第2回職員研修会 講演：「隣保館の新たな挑戦」      ・開催日：1月26日27日</p> <p>第7回隣保事業全国研究交流会（鳥取市）      テーマ：「孤独・孤立対策×食品アクセス確保×子どもの居場所づくり×包括的支援体制構築×地域を豊かに」行政説明、各県報告、講演等      中部地区隣保館連絡協議会 ・開催日：2月20日（倉吉市）      講演：「隣保事業の目的と新たな創造」</p> <p>東伯郡児童館連絡会 ・開催日：1月14日 会場：琴浦町      ワークショップ「日常生活の中にある何気ない差別～自覚なき差別」</p> <p>県児童館連絡協議会      ・総会および研修会(4/18) 演題「こどもまんなか社会を実現する児童館ガイドライン改正のポイント」      ・館長、担当課長、児童厚生員等研修会(7/16) 演題「こどもと良い関係を築くために」      ・科目認定研修(中部10/7) 科目「配慮を必要とするこどもの支援」「こどもの安全対策」      ・科目認定研修(東部11/18) 科目「健全育成」「こどもの権利」      ・科目認定研修(西部12/1) 科目「集団援助活動」「児童館の活動内容」</p> <p>中部ブロック児童館連絡会      ・第1回研修会(9/10)「科学あそびの実験」      ・第2回研修会(12/9)「気になる子の特性理解と求められる支援」</p> <p>東伯郡児童館連絡会      ・第1回研修会「救急救命講習」      ・第2回研修会「児童館職員人権学習(ワークショップ)」</p>	A	文化センター
---------------	-------------------	--	---------------------------	--	---	--------

差別の解消に向けた取り組み	文化センターにおける相談事業	職員による相談受付や家庭訪問の実施を行い、関係機関と連携を図り、相談者に寄り添った支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 ・相談支援件数 61件  【赤碕文化センター】 ・相談件数 83件	A	文化センター
	人権擁護委員による人権相談	各地区公民館を会場に人権擁護委員による人権相談を毎月2回開催する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	各地区公民館で月2回、人権相談を実施した。	A	
	差別事象等対応マニュアルに基づく対応	差別事象が発生した場合、「琴浦町差別事象等対応マニュアル」に基づき、速やかに事実関係を把握し、再発防止への取り組みや今後の啓発活動のあり方について検討する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度の差別事象の件数 0件 (R8, 1月末現在)	—	人権・同和教育課
	インターネットモニタリングの実施	インターネット上の掲示板等のモニタリングを行い、差別書き込みを発見するとともに、削除要請を行い拡散防止に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	インターネットモニタリングを行った。 差別書き込みの削除要請件数(0件)	D	人権・同和教育課
	本人通知制度の実施	住民票や戸籍等の不正請求を抑止し、個人利益の不当な侵害を防止するために本人通知制度を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	・本人通知制度(令和7年12月31日) 本人通知事前登録者数:194名 事前登録者に対する通知件数:1件 委任状取得による通知件数:199件	A	町民生活課
差別の解消に向けた取り組み	「身元調査お断り」の啓発	身元調査をなくしていくための啓発活動や個人のプライバシー保護に関する啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	R7年度は実施していない	D	人権・同和教育課

## 6 アイヌ民族の人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	主管課等
アイヌの人々に対する理解	啓発活動の推進	アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消をめざして啓発活動を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	「カムイのうた」上映会 開催日：6月28日 内 容：・「カムイのうた」上映 ・対談 菅原 浩志 監督、作間 清子 プロデューサー 参 加：97人	A	人権・同和教育課
	小中学校教育におけるアイヌに関する教育の充実	小中学校でアイヌの歴史や文化を学習し、理解を深める学習を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】小学校は社会科の歴史学習の中で、アイヌの歴史や伝統文化について学んだ。中学校も社会科の歴史的分野・公民的分野の学習の中で、アイヌの歴史や伝統文化について学んだ。	A	小中学校

## 7 外国にルーツがある人の人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	主管課等
国際理解・交流の推進	地域における国際理解の推進	相互の国の伝統や文化、慣習、歴史等の学習機会の提供や交流をとおして、異文化への理解を深めるよう、地域での国際理解を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度実施なし	D	人権・同和教育課
	園における交流活動の推進	外国語指導助手との交流や外国にルーツがある保護者・園児との関わり合いをとおして文化や生活習慣の理解を深めそれぞれの文化を尊重するための素地を養う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	園児の発達に合わせ「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」の内容に沿って保育の中で実施。 外国語指導助手との交流については、実施が難しい。 (スケジュール確保)	B	こども園・保育園

国際理解・交流の推進	学校における国際理解交流の推進	外国語指導助手をはじめ、外国にルーツがある児童生徒、地域の方などと交流等とおして国際感覚を養い、異文化理解を深める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】外国語指導助手（ALT）から母国の紹介を聞いたり、外国語で会話をしたり、休憩時間に一緒に遊んだりして、異文化への理解と、国際感覚を養った。異文化交流を深めるため、ALTが校内に掲示物を作成した。赤碓小は、異文化理解体験講座（ドイツ）を実施し、異文化への理解と、国際感覚を養った。船上小は、台湾の方と3・4年生が交流し、台湾の人々の生活や文化について学んだ。中学校は、台湾の日南中学校と相互交流を行い、互いの学校生活、家庭生活、文化等についての理解を深めた。さらに、東伯中は、パキスタン出身の生徒、アメリカから来たALTとともに、外国の文化や生活習慣について交流を深めた。	A	小中学校
	琴浦町国際交流協会との連携	琴浦町国際交流協会の交流イベント等の支援を行い、交流の機会の提供や国際理解を深める取り組みを行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【企画政策課】多文化共生、相互理解を図ることを目的に、琴浦町国際交流協会に補助金を交付し、町内在住の外国籍の方へ向けた交流の場提供と地域における相互理解を図る活動支援を実施。	B	企画政策課
生活情報提供・相談支援体制の充実	わかりやすい生活情報の提供	ゴミの分別方法や、防災等の行政情報等生活に必要な情報について、わかりやすい方法で情報提供を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【町民生活課】民間企業と連携しながら、ごみの出し方などルールの啓発等を行っている。	A	総務課 町民生活課 関係課
	生活相談への対応	外国にルーツがある人の生活の困りごと等の相談に対応し、生活を支援する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	・相談内容に応じて、関係課につないでいる。 ・生活や防災情報を掲載するサイトをまとめた外国人のためのSOSカードを作成し、配布した。 ・相談について母国語から日本語に自動翻訳される文字表示システムを導入し活用した	A	町民生活課
	学習支援員等の配置	外国籍の児童生徒や外国にルーツがある児童生徒の適応を促し、必要な学習支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	浦安小 2名配置 八橋小 1名配置 東伯中 2名配置	A	教育総務課
社会参画の推進	企業への採用促進及び啓発活動の推進	ハローワーク等と連携して、雇用促進に努める。在住外国人の雇用と働きやすい職場環境を実現していくため、企業啓発に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	外国人雇用に対する国や県の支援制度や各種セミナー等の情報提供をハローワークと連携し行った。	A	商工観光課

## 8 病気に関わる人の人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	主管課等
病気に対する正しい知識の普及啓発	啓発活動の推進	町民へさまざまな病気に対する理解を深めるとともに、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくしていくための啓発活動や講演会等を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【すこやか健康課】 エイズの啓発や無料検査の案内を町報や窓口で実施。認知症の正しい理解を進めるため、相談窓口や電話でも認知症の理解を求める説明を行い、町報記事での啓発や講演会、サポーター養成講座を開催した。講演会の様子は中部の情報冊子「くらら11月号」にも掲載され、広報につながった。	A	人権・同和教育課 すこやか健康課
	保健体育等における学習の推進	病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくしていくために、性教育や健康教育等とおして、病気に関する正しい理解の普及を進める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】小学6年生がハンセン病等の学習をとおして、病気に対する正しい理解を持つ必要性について学んだ。聖郷小、船上小は講師を招いて学習を行った。中学校は、保健体育の学習の中で、がんの予防や性感染症に関する正しい知識について学習を実施した。	A	小中学校
病気にかかわる人の人権を守る取り組み	相談支援体制の充実	療養中の人やその家族が一人で悩んだり孤立しないように、相談窓口の周知を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	依存症（アルコール・薬物・ギャンブル）家族教室・専門相談、自死遺族の会、エイズの相談窓口等の周知を適宜実施した。	A	すこやか健康課
認知症関連施策の充実	認知症への理解の普及・啓発	広報誌や講演会、健康教室等での啓発や、認知症サポーター養成講座の開催を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町報や講演会で認知症を正しく知ってもらおう知識啓発を行い、認知症サポーター養成講座を要望のあった各所で実施した。（講座6回 受講者128人）</li> <li>・認知症当事者による講演会を9月13日（土）まなびタウンとうはくで開催した。（参加者98人）</li> </ul>	A	すこやか健康課
	物忘れ相談	認知症の早期発見・治療につなげるため、専門医による相談の機会を設け、個別に相談に応じる。	R5(2023) ↓ R9(2027)	物忘れ相談会を町報や行政放送等で周知し、2回実施し、19名の相談を行った。今年度はもう一回2月に開催を予定しており、計三回の実施予定。相談会の日以外も相談があり、随時個別に対応した。	A	すこやか健康課

認知症関連施策の充実	あたまイキイキ音読会	声に出して本を読むことで、脳の活性化が期待できるとされている。詩や昔話などをみんなで声に出して読む会を定期的に行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	奇数月第3木曜日に開催した。(2025年12月末時点：参加人数6名)	A	社会教育課 図書館
	認知症高齢者等SOS見守りネットワーク事業	認知症の方が行方不明になった場合、早期発見、早期保護するため警察署、町及び関係機関が連携し捜索活動が行えるようSOSネットワークの構築を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【すこやか健康課】 ・町報での啓発や個別相談への対応を行った。 ・相談を受け、SOSの新規登録を行った。(新規12件) ・行方不明者事案が今年実際にあり、町内大規模に捜索を行った。(死亡発見)このことを受けて、自宅で介護中の家庭を担当しているケアマネージャーに、SOS登録の必要性を呼びかけ、新規登録の増加につながった。	A	総務課 すこやか健康課 関係機関
				【総務課】 ・行方不明者の情報収集にあたり、すこやか健康課と連携して行った。	C	総務課 すこやか健康課 関係機関

## 9 刑を終えて出所した人の人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況(12月末時点)	評価 (年度末時点)	主管課等
更生・社会復帰に向けた取り組み	社会を明るくする運動	犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え参加するきっかけをつくることをめざし、毎年7月を強調月間とし、保護司会、更生保護女性会等と一緒に街頭啓発活動等の取り組みを行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	○社会を明るくする運動出発式(7月1日) 町長の挨拶、内閣総理大臣メッセージの代読。 ○JR駅及び町内商業施設における街頭啓発活動(7月2日、3日)	A	人権・同和教育課
	更生保護に関わる団体等への支援	犯罪や非行をした人が罪をつぐない、社会復帰を支える更生保護に関わる団体等への各種活動の支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	あいさつ運動 毎月1回小中学校で朝のあいさつ運動を交代で実施。	A	人権・同和教育課

## 10 犯罪被害者等の人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	主管課等
犯罪被害者等への理解の推進	啓発活動の推進	「犯罪被害者週間」を中心に、犯罪被害者等の人権について啓発活動を実施する。 期間：11月25日～12月1日	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度実施なし。	D	人権・同和教育課
犯罪被害者等に対する支援の推進	相談支援体制の充実	相談窓口の周知に努め、人権擁護機関と連携し相談支援体制の充実を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	保護司の活動について、社会を明るくする運動等で啓発を行った。	A	人権・同和教育課
	DV等支援措置	被害者本人からの申し出により、加害者に所在を知られないよう申請者の証明書等の発行を制限することで、危害の発生を防止する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	住民基本台帳事務における支援措置を実施し、住民票や戸籍附票等の発行を制限している。	A	町民生活課

## 11 インターネットにおける人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	主管課等
ネットにおける人権の教育・啓発	啓発活動の推進	情報の収集・発信における個人の責任や情報リテラシーについて理解を深めるための教育・啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度実施なし。	D	人権・同和教育課
被害者等への相談支援の推進	相談支援の推進	関係機関と連携し、相談者の立場に立った支援に取り組むとともに、相談窓口の周知に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	人権擁護委員による、各地区公民館で月2回実施している人権相談について、行政放送及び広報ことうらで周知を行う。	A	人権・同和教育課 関係課
	インターネットモニタリングの実施	インターネット上の掲示板等のモニタリングを行い、差別書き込みを発見するとともに、削除要請を行い拡散防止に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	インターネットモニタリングを行った。 差別書き込みの削除要請件数（0件）	D	人権・同和教育課

## 12 北朝鮮当局による拉致問題等

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	主管課等
国・県と連携した広報・啓発の推進	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」等における啓発活動	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）等において、国や県と連携して、拉致問題についての講演会、町報等への掲載、ポスターの掲示等の啓発	R5(2023) ↓ R9(2027)	【人権・同和教育課】 R7年度実施なし	D	人権・同和教育課

## 13 生活困窮者の人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	主管課等
自立に向けた支援の推進	生活保護扶助事業	生活困窮の程度によって、必要な扶助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を促す。	R5(2023) ↓ R9(2027)	困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するよう支援を行った。R7年12月時点の生活保護受給世帯は87世帯。	A	福祉あんしん課
自立に向けた支援の推進	生活困窮者自立支援制度	生活保護に陥る前に就労支援等のさまざまな支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	相談支援員を福祉あんしん課内に配置し、生活困窮相談を実施している。令和7年度の相談件数は293件。	A	福祉あんしん課
	住宅管理事業	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	町営住宅に15世帯が新規入居となった。なお、生活保護受給者については入居がなかった。	B	建設住宅課
生活困窮者の人権に関する教育・啓発	啓発活動の推進	生活困窮者の抱える問題や地域のつながりの大切さについて、さまざまな機会を通じて啓発を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【人権・同和教育課】 R7年度実施なし	D	人権・同和教育課

14 性的マイノリティの人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	主管課等
性的マイノリティに関する教育・啓発	啓発活動の推進	性的マイノリティを理由とする偏見や差別、いじめ等の人権侵害がないよう、多様な性について理解を深めるための啓発活動を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【人権・同和教育課】 R7年度実施なし	D	人権・同和教育課
	性の多様性への教育の推進	学校教育における、性の多様性に関する教育や性の多様性に配慮した保育を行い保護者への啓発を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】 道徳や総合的な学習の時間を通して、性の多様性やジェンダーについて考えさせるとともに、個人の尊厳が大切にされる社会をつくっていくことの重要性を考えさせた。聖郷小は、上学年を対象に、前田良さんを講師に迎えて性の多様性について理解を深める講演会を実施した。船上小は、6年生が安井真翔さんをゲストティーチャーに招き、「自分らしさ」を大切にした生き方について話を聞いた。	A	小中学校 こども園・保育園
				【こども園・保育園】 園児の発達に合わせ「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」の内容に沿って保育の中で実施。 保護者啓発については未実施。	B	
「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した行政サービスの提供	行政サービスの提供	県の「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した、行政サービスを提供し、性的マイノリティの人やその家族が、安心して自分らしく生きられる社会の実現をめざす。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【人権・同和教育課】 町ホームページに県の制度と連携できる琴浦町の行政サービスについて掲載した。	A	関係課 人権・同和教育課
相談支援体制の充実	相談支援体制の充実	性的マイノリティの人や関係者からの相談に適切に対応するため、相談窓口を周知し、国、県、専門機関や医療関係等と連携した相談体制の充実に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【企画政策課】 令和7年度実施なし。	D	関係課

### 15 災害等に起因する人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	主管課等
要支援者及び被災者への支援体制等の強化	防災における男女共同参画の推進	避難所の設備・備品・運営方針に関し、女性や乳幼児を抱える家庭、また多様な性のあり方に対して配慮を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	男女共同参画推進のため、集落等における研修会等で啓発を行いました。	C	総務課
適切な情報提供及び教育・啓発	防災教育の充実	園や学校の立地や子どもの実態に応じ、さまざまな状況を想定した避難訓練及び防災教育を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	施設での避難訓練のほか、赤碓小学校の4年生を対象にした防災教室を実施しました。	B	総務課

### 16 個人情報の保護

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	主管課等
個人情報保護の推進	「個人情報保護条例」の遵守	個人の権利や利益を保護するために、個人情報の適正な取り扱いに努める。また、職務上知りえた秘密を守る守秘義務を遵守する。 また、個人情報保護法の改正により議会が外れたことに伴って、町では新たに「議会の個人情報の保護に関する条例」を制定（令和5年3月）	R5(2023) ↓ R9(2027)	(議会議務局) 個人情報の適正な取り扱いに努め、守秘義務を遵守した。特に、議案とHP等への公開書類との違いについて理解し、個人情報の保護を徹底してきた。	A	全課 (議会議務局含む) 総務課
				各課(室・局)において個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、職務上知り得た秘密を守る守秘義務を遵守した。	B	
	本人通知制度の実施	住民票や戸籍等の不正請求を抑止し、個人利益の不当な侵害を防止するために本人通知制度を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	・本人通知制度（令和7年12月31日） 本人通知事前登録者数：194名 事前登録者に対する通知件数：1件 委任状取得による通知件数：199件	A	町民生活課
個人情報保護の推進	「身元調査お断り」の啓発	身元調査をなくしていくための啓発活動や個人のプライバシー保護に関する啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	R7年度は実施していない	D	人権・同和教育課

17 その他の人権課題、新たな人権問題

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	主管課等
新たな人権課題等に対する取り組みの推進	その他の人権課題、新たな人権問題への対応	その他のさまざまな人権課題や、社会情勢の変化にともない新たな人権問題が発生した場合などは、人権問題の性質や状況に応じ必要な施策の検討を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度実施なし	D	人権・同和教育課
	町人権施策基本方針の改訂	町人権施策基本方針を5年毎に見直し、新たな人権問題及び課題の解決に向け必要な取り組みを行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	人権施策推進庁内チーム会議を開催し令和6年度の実施状況の取りまとめ、確認を行った。（9月） あらゆる差別をなくする審議会を開催し、実施計画の実施状況の確認を行った。（11月25日） 計画のPDCAを推進するため実施計画のR7年度の実施状況の評価を行い、審議会で報告することとした。（2月開催）	A	人権・同和教育課

# 琴浦町再犯防止推進計画

— 安心で安全に暮らせるまちを目指して —



令和8年4月

琴浦町

## 目次

- 1 本計画について . . . 3 p  
趣旨、目的  
計画の位置付け  
計画の期間
- 2 基本方針及び主な取組み . . . 3 p～5 p  
鳥取県および琴浦町の現状  
基本方針  
琴浦町における主な取組み
- 3 今後の取組みについて . . . 5 p～7 p  
主な取組み内容

## 参考資料

- 再犯の防止等の推進に関する法律 . . . 8 p～12 p  
国「再犯防止推進計画」5つの基本方針 . . . 13 p  
第2期鳥取県再犯防止推進計画方針 . . . 13 p  
用語解説 . . . 14～15 p

# 1 本計画について

## (1) 趣旨、目的

国においては、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）を制定し、平成28年（2016年）12月に施行されました。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがいない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。そのような者の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。こうした課題を踏まえ、国では、平成30年度から令和4年度までの5か年の「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」（以下「再犯防止推進計画」という。）を策定し、さらに令和5年（2023年）4月から5か年の第二次再犯防止推進計画を定めて取組みを推進しています。

また、鳥取県でも、平成30年度から令和4年度までの5年間を基本計画とする「鳥取県再犯防止推進計画」を策定し、令和5年（2023年）4月からは第2期計画が始まっています。

これを受け、琴浦町においてもより良い一層の更生保護を推進するとともに、誰もが安全・安心して暮らせる町の実現に向けて、「再犯防止推進計画」を策定します。

## (2) 計画の位置づけ

この計画は、琴浦町が行う取組みを「再犯防止の観点」から整理したもので、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。また、計画の対象者は、犯罪をした者等の中で、支援が必要な者とします。犯罪をした者等とは、犯罪をした者または非行少年若しくは非行少年であった者をいいます。

## (3) 計画の期間

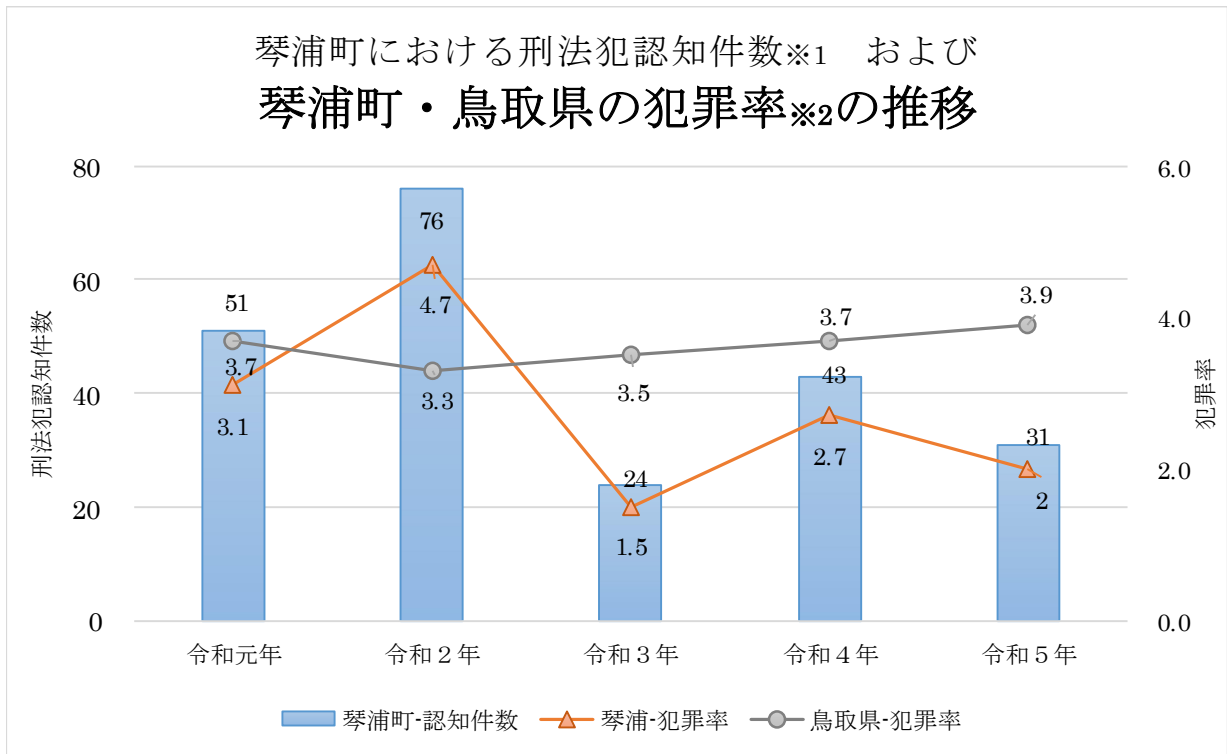
この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

# 2 基本方針および主な取組み

## (1) 鳥取県及び琴浦町の現状

琴浦町における過去5年間（令和元年から令和5年）の刑法犯の犯罪率は、増減を繰り返しつつありますが、おおよそ鳥取県の平均を下回っています。

## 琴浦町における刑法犯認知件数※1 および 琴浦町・鳥取県の犯罪率※2の推移



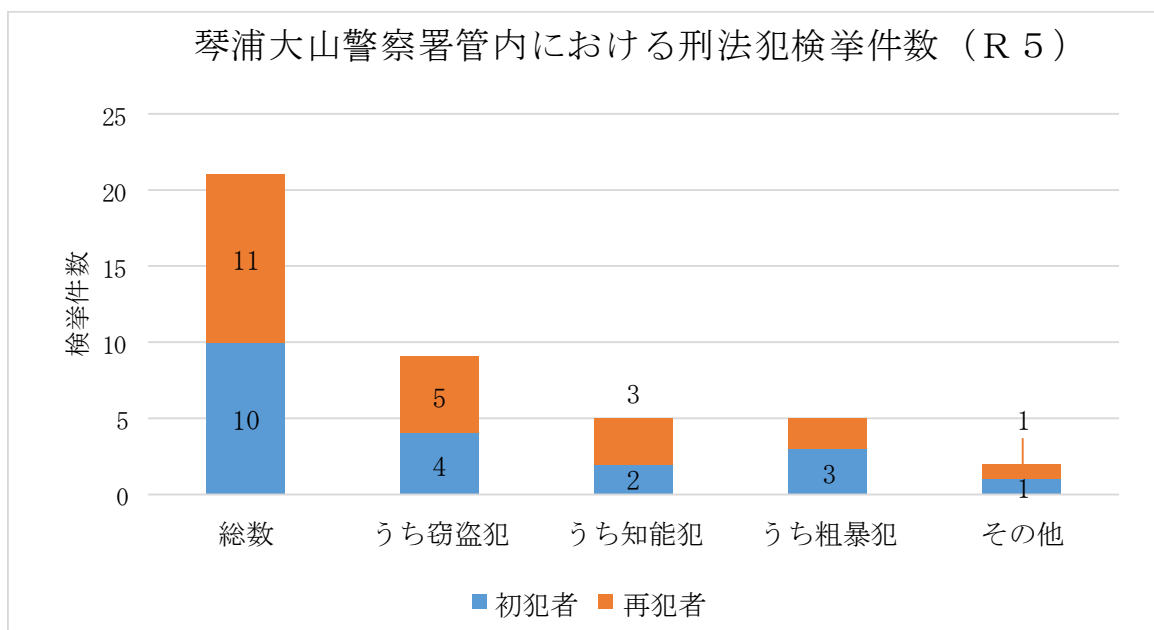
(鳥取県犯罪統計書より)

※1 刑法犯認知件数…警察等機関によって犯罪の発生が認知された件数。

※2 犯罪率…人口1,000人当たりの認知件数。

一方、令和5年の琴浦大山警察署管内における刑法犯検挙件数では、再犯者が初犯者を上回る割合を占めています。

刑法犯の種類としては、窃盗犯が最も多く、その他の犯罪は少ない傾向にあります。



(法務省矯正局提供データを基に琴浦町作成)

また、令和5年の鳥取刑務所出所者のうち、帰住先がない者は14.8%です。県内の協力雇用主や社会福祉施設、更生保護施設等へ入所する者は、22%となっています。

## (2) 基本方針

この計画において、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係者と連携し、再犯の防止へ繋げていきます。犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力するための支援や指導等を行えるよう、町民の理解と協力を得るために広報、啓発とともに、関係機関・団体と連携した支援体制を構築することが求められます。

## (3) 琴浦町における主な取組み

本町の現状を踏まえ、以下の主な取組みを設定します。

[主な取組み]

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等

# 3 今後の取組みについて

## 主な取組み内容

基本方針をもとに、①～⑤の項目について、次の取組みを行います。

主な取組み	具体的な内容	主管課等
① 就労・住居の確保等	<p>○琴浦町重層的支援整備事業（自立相談支援事業）による、就労に対する情報提供</p> <p>○就労協力雇用主の確保の啓発 現在鳥取県では、協力雇用主の登録が129社あり、職種は多岐にわたります。しかし、琴浦町では協力雇用主の登録は少なく、周知の機会や協力を得る必要があります。</p> <p>○空き住宅（町営住宅）に関する情報提供 住居の確保については、更生保護施設に入所できないまたは希望しない者に対して、出所後円滑に新たな住居で生</p>	<p>・福祉あんしん課</p> <p>・人権・同和教育課</p> <p>○就労 ・ハローワーク</p> <p>○住居 ・鳥取県更生保護給産会</p>

	<p>活できるようにするため、民間賃貸住宅や公営住宅の利用、その他の取組など、住居確保について関係機関と連携しながら進める必要があります。</p>	<p>・建設住宅課</p>
<p>② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等</p>	<p>○琴浦町重層的支援整備事業（多機関共働支援会議）を開催し、当事者の今後の支援について検討</p> <p>高齢者の矯正施設への2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。</p> <p>犯罪をした者等が支援を必要とした時に、支援が適切に行き届くよう、支援会議を開催し、矯正施設や保護観察所等の関係機関、関係課との連携を図ります。</p>	<p>・福祉あんしん課</p>
<p>③ 学校等と連携した修学支援の実施等</p>	<p>○保護観察所等の関係機関と連携した「個別支援会議」を実施し、円滑な復学・転学を支援</p> <p>○スクールソーシャルワーカー等の専門職を重点的に活用し、本人・家庭への相談、助言体制の強化</p> <p>○通信制高校や夜間中学、職業訓練等の多様な学びの場に関する情報提供</p> <p>非行により保護観察や少年院送致となった少年が、再び非行をしないようにするためには、少年自身が自分の行為の責任を自覚し、被害者の方々の心情等を理解した上で、自ら社会復帰のために努力していくことが重要です。少年にとって、学びの継続は、進路の選択肢を増やし、生活の安定を図るためにも極めて重要です。</p> <p>非行が修学からの離脱を助長する可能性があることを踏まえ、児童生徒の非行(再犯)の未然防止に係る情報共有を図るため、学校だけでなく相談窓口等の情報提供を行います。</p>	<p>・福祉あんしん課</p> <p>・教育総務課</p>
<p>④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等</p>	<p>○町の支援会議において、当事者の今後の支援について検討を行います。</p> <p>犯罪をした者の経歴や心身の状況、家庭環境や経済状況などの特性を把握した上で、支援関係機関等がこれらの特性に応じてどのように支援等を行うか検討します。</p>	<p>・福祉あんしん課</p>

<p>⑤ 民間協力者の活動の促進等</p>	<p>○保護司会、更生保護女性会、町が連携した啓発活動の実施</p> <p>犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再犯防止や更生保護に関する取組みの理解を深めるため、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組みである「社会を明るくする運動」では、7月を強化月間として啓発活動を行います。</p> <p>更生保護や犯罪・非行の防止に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援するとともに、各種団体等の活動を周知し、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。</p> <p>また、高齢化などにより、なり手の確保が重要になっています。保護司や更生保護女性会をはじめとした民間協力者が果たす役割の重要性を鑑み、民間協力者の活動における環境の整備や地域への周知など、民間協力者の活動が維持できるよう検討していく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権・同和教育課</li> <li>・保護司会</li> <li>・更生保護女性会</li> </ul>
-----------------------	---	--

# 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

## 目次

### 第1章 総則（第1条～第10条）

### 第2章 基本的施策

#### 第1節 国の施策（第11条～第23条）

#### 第2節 地方公共団体の施策（第24条）

#### 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

#### （基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

(2) 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

(3) 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

(4) 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

(5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関

の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第2章 基本的施策

### 第1節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上

必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第19条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を

検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第21条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けられることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第23条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年5月25日法律第52号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定公布の日

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 「再犯防止推進計画」 5つの基本方針（抜粋）

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

## 第2期「鳥取県再犯防止推進計画」基本方針（抜粋）

多様化が進む社会において、犯罪をした者等が孤立することなく社会を構成する一員として復帰することで、県民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）における7つの重点課題を踏まえて、県の実情に応じ次の重点課題に取り組みます。

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 民間協力者の活動の推進等
- 5 地域による包摂の推進

【用語解説】

か 行	矯正施設	犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。
	協力雇用主	犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を積極的に雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。
	更生保護	犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとする人たちに、必要な指導と援助を行い、健全で安定した生活を送れるよう改善更生を図る活動。
	更生保護施設	刑務所等から釈放された人や保護観察中の人などで、身寄りがなかったり、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。
	更生保護女性会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行っている。
	琴浦町重層的支援体制整備事業	犯罪をした者の支援に関わる関係機関（弁護士、保護司、民生委員、社会福祉協議会、区長、町関係課等）が集まり、犯罪をした者の支援方針を検討する。
さ 行	社会を明るくする運動	全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。7月を強化月間としており、様々な啓発活動を行う。
	スクールソーシャルワーカー	児童や生徒を取り巻く環境に働きかけることにより、子どもたちが抱える問題を解決すべく支援を行う専門職。
た 行	鳥取県更生保護給産会	犯罪を行った者が矯正施設から出所した後、当座の衣食住の確保が難しい場合、一定期間住まいと食事を提供し、日常生活全般にわたって相談に応じたり、就労の援助を行うなどして、社会復帰を助けている。
	多機関共働事業（支援会議）	琴浦町重層的支援体制整備事業の機能の一つ。単独の支援機関では対応が難しい場合に、相談支援の抱える課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、支援の進捗管理、支援調整を行う。

は 行	保護観察所	犯罪をした人又は非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うことを目的とする法務省管轄の機関。
	保護司	保護観察処分中の犯罪や非行をした人と定期的に面接を行い、更生を図るための約束事を守るよう指導するとともに、帰往先など生活環境の調整や、生活上の助言や就労の手助け等を行う。その他、犯罪予防活動なども行うボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。